昭和学士会誌 第74巻 第2号[190-210頁, 2014]

原 著 医療過誤・医療訴訟の防止に向けての 法医学的検討

―判例と医療関連死解剖例の分析をもとに―

昭和大学医学部法医学講座

 岡部 万喜
 佐藤 啓造
 藤城 雅也

 入戸野 晋
 加 藤 礼
 石津みゑ子

 小渕 律子
 福 地 麗
 大宮 信哉

 李 暁 鵬

昭和大学医学部臨床病理診断学講座 九島 巳樹

抄録:近年, 医療事故訴訟が絶対数の増加にとどまらず, 相対的にも増加している. しかし, どのような事例で刑事責任を問われ、あるいは民事訴訟を提起されるかを、実際の裁判例と医 療死亡事故解剖例の両面から分析した報告はみられない。本研究では医療訴訟が提起される確 率の高い、医療死亡事故と重い後遺障害が残った事例の判例を分析するとともに、法医学講座 で扱われた医療関連死の解剖 12 例を分析することにより、どのような事例で刑事責任を問わ れるか、あるいは高額な損害賠償を命じられるか、もしくは低額の慰謝料の支払いにとどまる か. さらに. まったく責任を問われないか. 裁判と解剖の実際例の分析をもとに同種の事故発 生および訴訟提起を予防することに重点を置いて検討した. その結果, まず判例の分析から, 診療を拒否すると民事責任を問われる可能性があること、患者本人に詳細な病状説明が困難 な. たとえば末期がんの事例では家族への説明義務を果たさないと民事責任を問われること. 昭和末期から平成10年代にかけ癌の告知が家族主体から本人主体へと移行し、時代の変化に 対応した告知を行わないと民事責任を問われること、その時点での医療水準に適った医療を行 わないと民事責任を問われること、治療に際し、患者は医師に協力しないと損害賠償・慰謝料 の支払いを受けられないこと、医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなく ても、医療水準に適った医療が行われていれば、患者がその死亡の時点で、なお生存していた 可能性が証明されるときは医師が不法行為による損害を賠償する責任を負うこと、看護師の薬 物誤認が原因の過誤であっても指示した医師も民事責任を問われる可能性のあること、医師の 指示自体が誤っていても、それを医師に確認せず、そのまま処置をした看護師にも民事責任が 問われること、医療過誤刑事裁判では「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の鉄則が適用され ず、被告の過失というより医療機関の設備や医療システムの問題が主因の場合でも直接、医療 行為に当たった医師. 看護師が刑事処罰される危険性があること. 重大な過誤の場合. 主治医 だけでなく、指導医、さらに診療科長まで刑事処罰される危険性があることなどが明らかと なった、次に、解剖例の分析から、事故および訴訟の予防対策として、医師は看護師から要請 があったら必ず真摯に診察すること、医師は常に患者の急変の可能性を念頭におくこと、看護 師も患者の病状を常に念頭に置き、当直医に連絡して診察がないときは主治医まで連絡するこ と、 医師は必要でない治療を行わないこと、 医師は自分の専門領域の疾患だけにとらわれず、 患者の全身、心の中まで診ること、腹痛や頭痛を訴える患者には医師も看護師も特に慎重に対 応することなどが挙げられた、以上の結果から、民事訴訟の発生を防ぐには、医師や看護師ら の医療従事者は至誠一貫の精神のもと、常に患者および家族に対して誠実に対応するととも に、医療従事者間の壁を取り除き、チーム医療によるダブルチェックシステムを構築すること が肝要であると考えられる.

キーワード: 医療過誤、民事訴訟、刑事責任、判例分析、法医解剖

全国地方裁判所に係属した民事事件の総数は 1990年の10万6871件から15年後の2004年には 13万9017件と1.3倍に増加したが、医療事故事件は352件から1110件に増え、3.2倍に増加した^{1.2)}. 医療裁判が絶対数の増加にとどまらず、相対的にも増加している.

診療中に思いがけなく期待に反した悪い結果が起 こる場合がある. これを総称して「医療事故」とい い, ①現代の医学では、いかんともしがたい不可抗 力の事故、②国や製薬会社に主な責任のある事故、 ③患者側の過失による事故。④医療関係者の過失に 由来する事故、に分類される、このうち裁判で「医 療過誤しと認定され、刑事裁判で業務上過失致死傷 を問われたり、民事裁判で損害賠償や慰謝料の支払 いが命じられるのは(4)のみである(1-3). (1)~(3)は医 師や病院側には主な責任のない事故であるが、日常 の診療や医療事故発生時に患者や家族に対する対応 が悪いと、少しでも慰謝料を取ってやろうとする患 者や家族が多くなったことが上記の医療裁判の増加 に繋がっており、本来①~③に分類され、医師や病 院に直接の責任がない事例でも、医療訴訟が提起さ れる傾向にある1-3). とりわけ、医療死亡事故や医療 事故で重い後遺障害が残った事例では医療訴訟が提 起される確率が高い.しかし、どのような事例で刑 事罰を問われたり、高額の損害賠償を命じられたり、 低額の慰謝料が認定されるにとどまったり、まった く責任を問われないかを実際の裁判例や医療死亡事 故の解剖例をもとに研究した報告は見当たらない.

本研究では医療死亡事故や重い後遺障害が残った事例の過去の判例を分析するとともに、第2著者が経験した、これまでの医療関連死の解剖例を分析することにより、どのような事例で刑事罰を問われるか、あるいは高額な損害賠償を命じられるか、もしくは低額の慰謝料の支払いにとどまるか、さらに、まったく責任を問われないか、実際例をもとに詳細に検討した。仮に、まったく責任を問われなかったとしても、医療訴訟では診療録や心電図、X線フィルム、手術記録、病院日誌等の医療法21条でいう「診療に関する諸記録」を差し押さえられるだけでなく、弁護士との打ち合わせや裁判の出廷に時間を取られるほか、神経を磨り減らすことになる^{2.3)}。そこで、本研究では、医師やコメディカルのどのような言動が医療訴訟を招来するかについても、合わ

せて検討した.

研究方法

1. 判例分析

医事法判例百選4)に収載されている判例のうち医療死亡事故 11 例と重い後遺障害を残した 1 例の計 12 例を医師の応招義務5), 説明義務6,7), 注意義務と因果関係8-11), チーム医療12-14), 医師以外のコメディカルの過失13-15), 患者ケア・病院の管理上の過失16)に分類したうえで, 事案の概要, 裁判の争点, 判決内容を表 1 に要約する.

2. 医療関連死亡解剖例の分析

第2著者が、これまでに経験した医療関連死亡解 剖例12例を司法解剖5例. 行政解剖1例. 厚生労 働省の医療関連死モデル事業の解剖6例に分類した うえで、事歴、主要剖検所見・死因、医療上問題 点、民事・刑事処分の項目に分け、表2に要約す る. 解剖例はいずれも、これまでに論文として発表 していない事例に限り、刑事処分が定まっていない 事例は分析対象から外した. また, 表2の内容は司 法解剖鑑定書, 行政解剖報告書, 医療関連死モデル 事業評価結果報告書として提出した内容を要約した ものであり、モデル事業の解剖例の中には民事処分 が定まっていない事例も含まれているが、評価結果 報告書の概要が医療安全調査機構のホームページ (http://www.medsafe.ip/) 上へ公表されており. 後述の如く解剖写真を載せることを避けたので、訴 訟の結果に影響を及ぼす恐れはないと判断する. な お、本論文では生年月日の記載を避け、解剖例では 年齢も○○歳代と記載することにより、本人が特定 されないよう配慮した. また. 紙数の関係と本人の プライバシーの維持, さらにモデル事業の解剖例で は訴訟の行方に影響が出ないように配慮して解剖所 見の写真での提示を避け、同種の事故の発生を予防 することに重点を置いて検討した.

結 果

1. 判例分析

表1記載内容および文献から以下の通り分析した.

1) 事件1

C₁ 病院は Y₁ 市内の 3 次救急病院であり、 A₁ の 受傷と密接な関連を要する外科専門医師が本件連絡

時,夜間救急担当医師として在院していた $^{5)}$ ので,診療拒否の正当な理由はない.医師法 19 条 1 項で規定される医師の応召義務には罰則がなく,医師の倫理規定であるので,夜間救急担当医師に刑罰処罰がないのはやむをえない.以前は医師の応召義務違反は民事責任を発生させないと帰結されていたが,今日では医師の応召義務違反による患者の死亡や病状悪化が不作為による不法行為を成立させる可能性が認められている $^{5)}$. 原告が慰謝料の請求だけで,損害賠償を請求していないことから,仮に C_1 病院で受け入れられ,直ちに開胸手術が行われたとしても, A_1 は救命されなかったであろうとの判断と考えられる.いずれにせよ,診療拒否をすると,民事責任を問われる可能性があることを本件は実証している.

2) 事件 2

医師患者関係は準委任契約と考えられており,医師の説明義務に基づく不法行為のほか,診療契約上の債務不履行が医療過誤裁判の訴因となることが多い¹⁷⁾.本判決は診療契約上の付随義務として家族への説明努力義務を本邦で初めて認定した⁶⁾.しかし,本件の被告は病院を経営する法人であるのに,判決が医師の注意義務として論じている点が疑問であり,裁判所は診療契約上の債務不履行に基づくのではなく,医師の専門家責任,すなわち,医師が当然患者に負うべき注意義務の1つとして,この付随義務を認定すべきであったと考えられる.いずれにせよ,医師は患者本人に説明することが困難な場合,家族への説明努力義務を果たす必要があることが実証された.

3) 事件3

昭和58年当時、医師の間では患者に対して病名を告げるに当たっては、癌については真実と異なる病名を告げるのが一般的であったと認定している⁷⁾. しかし、その6年後の最高裁判決で「医師は患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断(病名と病状)、実施予定の手術内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務がある」と述べている¹⁸⁾. 医療過誤裁判では診療当時の医療水準に照らして過失の有無を認定することになっており^{1.8,17)}、平成7

年から同13年の6年間で癌の告知に対する医師および裁判官の考え方が変化したものと思われる.

本判決で、もう1つ注目すべきは治療に際し、患者は医師に協力する責務があることを明言したことである 7 . しかし、本件患者 A_3 は胆のう癌の疑いが強いことを医師 B_3 から告げられておれば、入院予約を自分からキャンセルすることはなかったはずであり、県立病院看護婦であった A_3 は胆石症と説明され、安心してしまったのであろう.

4) 事件 4

不法行為の成立要件として. ①故意または過失. ②権利侵害, ③因果関係, ④損害の発生, が挙げら れ、これらの要件すべてを不法行為を主張する原告 が立証する責任があるとされてきた1-3). 故意また は過失と権利侵害の因果関係について最高裁は自然 科学におけるような厳格な証明までは要求されず. 経験則の利用. 証拠の総合検討による高度の蓋然性 の証明で足りると表明していた19). しかし、医師の 医療行為における過失が認められるにも関わらず. 因果関係の立証ができないために医師の責任が免責 され、患者もしくは遺族の救済が行われないことが 続いてきた8)、本判決は最高裁として「患者がその 死亡の時点において、なお生存していた可能性 |... すなわち, 延命利益について法益性を認め, 医療行 為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明され なくても、医療水準に適った医療が行われていたな らば、患者がその死亡の時点において、なお生存し ていた相当程度の可能性の存在が証明されるときは 医師が不法行為による損害を賠償する責任を負うこ とを生存確率が20%以下という低い可能性の事例 において初めて認定した⁸⁾

5) 事件5

本判決は平成12年の前判決が「患者がその死亡の時点において、なお生存していた相当程度の可能性」について生存確率が20%以下という低い可能性の事例で初めて認定したのに対し、生存確率が高度の蓋然性がある事例について平成11年に最高裁として初めて認定したもので⁹⁾、両判決とも被害者および家族の負担を軽減したものとして大きな意義がある.

6) 事件 6

本判決は、A₆のショック症状は頸部硬膜外注射 の際、注射針が硬膜を穿通して全脊髄麻酔に起因す る異常反応としての局麻剤反応が発生し、心肺停止 状態に陥った蓋然性が高いとして罰金5万円ながら も、刑事的に有罪判決を下し、最高裁においても上 告が棄却され、有罪が確定している¹⁰⁾.しかし、本 件事故発生は A₆への硬膜外注射は3回目であり、 国立病院整形外科医長を務める被告が硬膜外注射に 際し、注射針で硬膜を穿通させたとは考えにくく、 後天的な抗原抗体反応によるアナフィラキシー ショック²⁰⁾の方が可能性が大きいと思われる、事実 認定が不十分であるだけでなく、医療過誤裁判にお いても刑事裁判では「疑わしきは罰せず」が適用さ れるべきであり¹⁻³⁾、本判決は不当判決と考えられ る。

また、昭和44年当時、本判決で要求しているような蘇生措置は到底行われていなかったはずであり、昭和58年の判決時点での医療水準を要求していることにも問題がある。

7) 事件 7

本判決の主張するように医師 Y₇ が A₇ の血液に つき判定用標準血清を用いた ABO 式血液型判定を 行い, さらに輸血用血液と A7 の血液との間に交差 適合試験を行って輸血の安全性を確認する業務上の 注意義務を負うことは昭和44年当時であることを 割り引いても明らかである11). その結果, 行われた 異型輸血が A₇の健康に悪影響を与えたことも明白 であるので、事件6とは異なり、100%の因果関係 が証明され、Y7に刑事裁判で有罪判決が下された ことも納得できる.しかし、本件の経過をみると、 A₇の死亡はY₇が不必要な輸血を行った結果. A₇ に劇症肝炎を発症させ、それが原因で死亡させたこ とが分かる. ちなみに. 本件では結果的に A₇の腹 腔内の小児手拳大腫瘤は切除されていない11). 本件 では訴因が途中で業務上過失致死から業務上過失傷 害に変更されているが11),その必要性はなく.業 務上過失致死を問うべきであった. 本件の民事裁判 でも、本判決を受け、傷害の限度で、被告人に準委 任契約の不完全履行につき、損害賠償・慰謝料請求 が認められており¹¹⁾、本来はA₇の死亡に対する損 害賠償・慰謝料請求が認められるべきであった.

8) 事件8

従来, 医療過誤の刑事責任の追及は直接, 患者の 治療に当たった医師どまりであった¹²⁾. 医師の専門 性, 独立性という見地から, 医師は独立した責任主 体とみられてきたからである^{3,12)}. 控訴審の判決と 上告審の本決定は医療過誤を犯した医療チームの医 師らが所属する診療部門の統括責任者である医師 (大学病院耳鼻咽喉科長) の過失責任を肯定した初 めての決定である¹²⁾.

本事例は主治医、指導医、科長の過失の競合(過失の同時正犯)事例として処理されたが、過失共同正犯が成立する可能性を示唆する見解もある²⁾. しかし、過失共同正犯を認めるには「共同義務の共同違反」が必要とされ、それは一緒に共同作業を行う者同士の相互に注意し合う義務と理解されていること^{3,12)}を鑑みれば、本件のような科長と担当医らとの間では立場も違い、注意義務の内容も過失の具体的態様も異なるため共同実行中の共同義務違反は認定されない¹²⁾. ただし、共同担当医間では過失共同正犯が認定される余地があり、本件の主治医と指導医らは、これに該当する見方もできた¹²⁾. 診療科長ではないが、同じ講座主任である第2著者としては診療科長に、ここまで要求するのは過酷に感じられる.

9) 事件9

本判決は医師の誤った指示に従って麻酔薬の硬膜 外投与をした看護婦の過失が、指示内容の当否につ いて判断する立場や能力の欠如と、平成5年当時の 看護婦として当然に疑問を持つべき指示内容でない ことから否定された13). したがって、現在の看護師 が、看護師として当然に疑問を持つべき指示に対 し、医師に何の確認もなく、医師の指示のまま実施 した場合、看護師の過失も認定されることになる. 近年、チーム医療の発展とともに、看護師の専門性 の一層の強化が求められるようになり、 今後は医師 が誤った指示をしたときであっても、看護師にそれ を是正すべき注意義務が認められる事例が増加する ものと思われる。ちなみに、無資格の看護助手が医 師の指示に従って泣いている乳児に錠剤を服用さ せ,これが気管に詰まって窒息死させた事件では, 裁判所は錠剤の代わりに液体シロップを投与するな ど危険防止のための指示を怠った医師に過失を認め ただけでなく、常識に反する指示に従って錠剤を服 用させた看護助手にも過失を認め、両者に対し、連 帯して損害賠償をするように命じている13).

10) 事件 10

本判決は医師の塩化カルシウムの静脈注射の指示

に対し、准看護師が塩化カリウムを希釈せず、原液 のまま静脈注射したために当時6歳の女児が心肺停 止となり、生涯介護を必要とする植物状態に陥った 事案について、医師には静脈注射に立ち合う注意義 務を怠った過失を認定し、准看護師にも医師の指示 (准看護師の思い込み違い) に疑問を感じ、医師に 指示の内容を聞き返す注意義務があったのに、これ を怠ったとして過失を認定した14)。本件では医師は 塩化カルシウムを指示しており、注射速度も「5分 かけてゆっくり」と注意をしていたことから不適切 な指示ではないと主張したが、 生理食塩水などで希 釈して安全を期す義務を果たさなかったほか、看護 師の静脈注射に立ち合う注意義務を怠ったとして医 師にも過失を認定している¹⁴⁾. また. 本件では D₁₀ 看護師も Y₁₀₋₃ 准看護師も静脈注射をゆっくり実施 することには注意を払っているものの. 注射液の希 釈の必要性については疑問を抱いていない。塩化カ ルシウム, 塩化カリウムいずれにしても, 電解質調 整剤は高濃度投与により不整脈や心停止などの重大 な障害をもたらす危険があり、基本的注意として希 釈して用いる必要がある21)ことを知識として習得し ていなければならない. 准看護師に本件判決内容に 記載しているレベルで、注意義務を課すのは酷であ ると思われる. 事実, アメリカの州法では実務看護 師(practical nurse:日本の准看護師に相当)には 静脈注射を認めていない州が多い14)。 わが国におい ても血管注入による危険度の高い静脈注射の実施に おいては看護師、特に准看護師の実施可能範囲を明 確にすることが本件のような医療事故の防止に役立 つと思われる.

11) 事件11

看護師は「傷病者もしくは褥婦にたいする療養上の世話または診療の補助」をすると保健師助産師看護師法5条に規定されている。このうち「療養上の世話」は看護師独自の業務であり、医師の指示を必要としない。これに対し、「診療の補助」は「主治の医師または歯科医師の指示」の下でのみ行うことができる(同法37条)。看護師が診療補助行為を行うにつき過誤を起こした場合、医師は自らの指導・監督が不十分であったことにより生じた結果につき責任を負うものとされてきた¹⁵⁾。A₁₁の罹患しているリー脳症の患者は2、3歳以後、生存していくためには人工呼吸が必須であり²²⁾、人工呼吸器の加温

加湿チャンバー内に滅菌精製水を補充する行為は診療補助行為とみなされる.したがって、本件担当医も過失を問われるのが従来の判断であったが¹⁵⁾、本件の場合、大学病院という多種・多様な医療機器が存在する環境で、しかも、勤務する看護師も十分訓練されているはずであり、人工呼吸器の加温加湿チャンバー内に滅菌精製水を補充する行為は看護師単独で行っても、通常の注意義務を果たしていれば、安全に行える操作であり、医師がいちいち操作を確認する必要はないと判断され、看護師のみが刑事処罰され、医師の責任は問われなかったと考えられる.

本件の判決で、もう1つ疑問に感じることがある。それは被告の Y_{11} 看護師以外に Y_{11} 看護師の業務を引き継いだ4名の看護師の誰かが滅菌精製水ではなく、消毒用エタノールであることを気が付いておれば、 A_{11} を救命できたのではないかという点である。業務を引き継いだ看護師にも加温加湿チャンバー内に補充する液体が滅菌精製水であることを確認する注意義務があるはずであり、引き継いだ4名の分の過失まで Y_{11} 1人に責任を負わせ、 Y_{11} 1に業務上過失致死まで問うのは過酷な心象を受ける。 Y_{11} 1が注入した消毒用エタノール 300 ml だけでは死亡に至らなかった可能性も否定できず、「疑わしきは罰せず」を適用するとすれば、業務上過失傷害にとどめるべきではなかったかと指摘しておく。

12) 事件 12

本判決は Y₁₂の責任を認定する際に「本訴におい て氏名を特定することはできないが、存在すること は明らか」として、本件管理・監督者を登場させ、 本件管理・監督者と B₁₂ に注意義務違反を認めてい る16). 本件管理・監督者の具体的な注意義務は生後 まもない新生児をうつ伏せ寝にする場合に守るべき 注意事項を新生児担当の看護師に徹底させると同時 に、うつ伏せに寝かした後も断続的に観察または監 視するように指導することであり、B₁₂の注意義務 は新生児をうつ伏せに寝かせる場合に適した寝具等 を使用し、断続的に観察および監視することであ る. さらに、本件管理・監督者に「新生児集中治療 部(neonatal intensive care unit: NICU)室に詰め ている場合には同室を出なければ、新生児室内の コットを観察することができないような病棟の構造 としながら、本件事故当日、NICU 室に重症の新生 児がおり、新生児室にも相当数の新生児がいるの に、両室を併せて担当する1人の当直看護婦(助産 婦 B₁₂) しか配置していなかったのであるから、そ の責任は重大である」ことを認め、B₁₂には「新生 児の看護の専門家であって、当時ただ1人の新生児 室担当看護婦であった B₁₂ 助産婦としては、生後ま もない新生児のうつ伏せ寝に適する寝具が手近にな いならば、うつ伏せ寝に慣れていない生後3日の新 生児 A₁₂ をうつ伏せ寝にすべきではないのであり, また、新生児室と NICU 室の両方に用務があるの であれば、両室を巡回するとか、あるいは、それが 事実上,困難であるとすれば,呼吸心拍モニター等 の機器を使用するとか、上司もしくは当直医に相談 するなど何らかの適切な措置を執る義務がある | と した 16 . この判決を受け、 B_{12} には医療機関で起き た乳幼児の突然死に関する事件で、初めて刑事責任 が認定された(東京地裁平成15年4月18日:判例 集未登載)16).

大学病院の新生児室と NICU 室に夜間 1 人しか看護師を配置させていなかった Y_{12} には民事責任があると思われるが, B_{12} に上記のような理由で刑事責任が科されたのは,あまりにも過酷である.呼吸心拍モニターをすべての新生児に使用する必要はなく,何も異常が起きていない段階で,当直医に相談するなど不可能である.また,本件事故日に NICU室に重症の新生児がおり,元気な新生児より NICU室にいる重症の新生児の方を重点的に監視するのは当然ではなかろうか. B_{12} の個人的な責任を問うより,事件 12 の東京高裁判決自身が指摘しているように Y_{12} 大学病院のシステム上の問題が重要であり,1 人の失敗が医療過誤に繋がらないような,例えば複数の担当者によるチェックが重要であると思われる.

平成 17 年に厚生労働省が公表した「乳幼児突然死症候群(sudden infant death syndrome: SIDS)に関するガイドライン」は SIDS 発症のリスク因子として、①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙、④出産時の低体重もしくは早産、などを挙げ、厚生労働省が「うつ伏せ寝防止キャンペーン」を行ったことにより、それまで出生 2000人に 1 人の発生率であったのが出生 1 万人に 1 人まで SIDS の発生が減少している¹⁶⁾. うつ伏せ寝では表 1 事件 12 の判決内容①に記載したような窒息が

起こりやすいだけでなく、SIDS も起こりやすいのであり、厚生労働省のガイドラインが出された平成17年以降は、うつ伏せ寝を行わないことが注意義務であるとみなされるが、本件事故発生時の平成7年には欧米で推進されていたうつ伏せ寝を採用していた医療機関も多く、本件判決が主張するように、うつ伏せ寝を行わないことが注意義務であるとはいえない。ただし、本判決および本判決を受けての東京地裁における B_{12} の刑事責任認定判決が新生児医療機関や各家庭での乳児用寝具の材質変更に役立ったことは評価したい。

2. 医療関連死解剖例の分析 分析内容を表2の医療上問題点に要約した.

考 察

医療過誤が法的に成立するには、①作為、不作為を問わず、患者の健康や生命を侵害した行為があること、②実際に患者が健康を害したり、生命を奪われたりする損害の発生があること、③医療の専門家として当然払うべき注意を怠り、不注意の状態にあること、④上記①~③に法的因果関係のあることが必要となる¹)。このうち最も重要視されるのは③であり、「結果予見義務」と「結果回避義務」に分けて詳しく検討される。

表1事件6の判決は、A6のショック症状は頸部 硬膜外注射の際. 注射針が硬膜を穿通して全脊髄麻 酔に起因する異常反応としての局麻剤反応が発生 し. 心肺停止状態に陥った蓋然性が高いとして罰金 刑を下し、最高裁においても上告が棄却され、刑が 確定している. しかし, 国立病院整形外科院長を務 める被告が、硬膜外注射に際し、注射針で硬膜を穿 通させたとは考えにくく、解剖でも証明されていな い¹⁰⁾. 本件事故発生は A₆ へのキシロカインおよび リンデロンの硬膜外注射の3回目であり、後天的な 抗原抗体反応によるアナフィラキシーショック²⁰⁾の 方が死因として可能性が高いと思われる. 事実認定 が不十分であるだけでなく. 医療過誤裁判において も刑事裁判では「疑わしきは罰せず」が適用される べきであり1-3)、本判決は不当判決と言わざるをえ ない. さらに, 本件事故発生の昭和44年当時, 本 判決で要求しているような蘇生措置は国立病院とい えども、行われていなかったと考えられ、昭和58 年の判決時点での医療水準を要求していることにも

問題がある.これらの問題点を指摘するのは本研究が最初である.

表1事件7では被告が A7 の穿孔性腹膜炎治療の ため腹部切開手術を行った際、腹腔内に小児手拳大 の腫瘤を発見し、その切除を決意して手術創を拡大 するため輸血の実施を決め、家族らから聴取した血 液型の全血を輸血した結果、不適合輸血となり、そ れが A₇ の健康に悪影響を及ぼしたので、当該判決 は被告に業務上過失傷害を認定している11).しか し. 本件では結果的に A₇ の腹腔内の腫瘤は切除さ れておらず、不必要な輸血が行われた結果、輸血後 肝炎と考えられる劇症肝炎を発症して A7 は輸血後 5週間後に死亡している11). 不適合輸血による健康 障害より不必要な輸血の結果. 劇症肝炎を発症して 死亡してしまったことの方が重大であり、本判決で は被告に業務上過失致死を問うべきであった. この ことを指摘するのも本研究が最初である。なお、本 件では途中で訴因を業務上過失致死から業務上過失 傷害に変更した検察官にも責任があるほか、鑑定書 に「本件不適合輸血によって少なくとも、ごく軽い 程度の血色素尿性ネフローゼが生じ、患者の健康に 不良の影響を与えたと認めるのが相当」と記載した 平沼らの言う白衣の裁判官170の責任も見過ごすわ けにはいかない.

表1事件11では看護師 Y11が最初に滅菌精製水 を注入すべき人工呼吸器の加温加湿チャンバー内に 誤って消毒用エタノール約 300 ml を注入したこと が発端となっており、看護師 Y11 に最も責任がある ことは事実であるが、Y11の業務を引き継いだ4名 の看護師が誰も間違いなく滅菌精製水であるか確認 せず、合計約870 mlの消毒用エタノールを注入し ており、Y₁₁が消毒用エタノールを注入した74時 間後に X₁₁ は急性エタノール中毒および原疾患であ るリー脳症の増悪により死亡している¹⁵⁾. 本件判決 は Y11 の業務を引き継いだ 4 名の看護師の過失を認 めた上で、これら4名の過失はY11の過失がなけれ ば、生じることのなかった過失であるから Y11 は、 これに対しても責任を負うべきとし、Y11を業務上過 失致死として執行猶予付き禁錮3年に処している15). しかし、 Y_{11} が注入した消毒用エタノール 300 ml だ けでは死亡に至らなかった可能性は十分あり(その 後,870 ml が追加注入され,74 時間後に死亡して いる),「疑わしきは罰せず」を適用すれば、業務上 過失傷害にとどめるべきであったと思われる.

表1事件12の判決は被告のY12大学病院新生児 室と NICU 室の構造上欠陥と新生児室のコットで 使用されている寝具の問題点. さらに重症の新生児 が入院していた NICU 室と相当数の新生児がいた 新生児室の両方を1人の看護師(B₁₂助産師)に監 視させていた Y₁₂ 大学病院の過失は重大であるとし た上で、B12には「生後まもない新生児のうつ伏せ 寝に適する寝具が手近にないならば、うつ伏せ寝に 慣れていない生後3日の新生児A₁₂をうつ伏せ寝に すべきではなく、また、新生児室と NICU 室の両 方に用務があるのであれば、両室を巡回するとか、 あるいは、それが事実上、困難であるとすれば、呼 吸心拍モニター等の機器を使用するとか、上司もし くは当直医に相談するなど何らかの適切な措置を執 る義務がある」として B₁₂ の注意義務違反と過失を 認定した¹⁶⁾. この判決を受け、B₁₂には医療機関で 起きた乳幼児の突然死に関する事件で初めて刑事責 任が本判決の1年半後に認定された(東京地裁平成 15年4月18日)16).

大学病院の新生児室と NICU 室の両方で夜間に 1 人しか看護師を配置させていなかった Yız には明ら かな民事責任があると思われるが、それを認定する ために B₁₂ に上記のような注意義務違反と過失を東 京高裁が認定したために下級審である東京地裁は. それを尊重して B₁₂ の刑事責任を認定したものと推 察される. 本件では原死因もうつ伏せ寝による窒息 か未然型 SIDS であるか明確になっておらず、上記 のような理由で Bi2 に刑事責任が科せられたのは 「疑わしきは罰せず」の観点からみても納得がいか ない. 呼吸心拍モニターをすべての新生児に使用す る必要はなく,何も異常が起きていない段階で,当 直医に相談するなど現実には不可能である. また, 本件事故当日に NICU 室に重症の新生児がおり. 元気な新生児より NICU 室にいる重症の新生児の 方を重点的に監視するのは当然である. B₁₂ の個人 的な責任を問うより東京高裁判決自身が指摘してい るように Y₁₂ 大学病院の医療システム上の問題の方 が重大であり、1人の失敗が医療過誤に繋がらない ような、例えば、複数の医療従事者によるチェック システムの構築が重要であると思われる.

表1事件9-11は、いずれも平成10年代の判決で、医師と看護師の両者が関与している事案であるが、

事件9では医師だけが責任を問われ、事件10では 医師と看護師の両者が責任を問われ、事件11では 看護師だけが責任を問われている. しかし. 事件 12の看護師は判決内容で、こじつけている責任の ほか、明らかな過失がないのに刑事責任を問われて いるのに対し、事件9の看護師 Y₉₋₃ はマーカイン にキシロカインと同様の危険性があることは認識し ていたはずであり、事件 10 の Y₁₀₋₃ に医師に対する 確認義務を認定していることから、Y9-3にも医師に 確認してみる義務があったのではないかと疑問に感 じる. また. 事件 11 では Au は徐々にエタノール 中毒に陥ったのであり、次第に病状が悪化していく 過程で担当医は異常に気づくべきであり、医師が気 づいておれば、A11 は死亡せずに済んだ可能性があ るので、担当医の刑事責任までは問う必要がないと 思われるが、前述の理由と合わせ、Y11 に科す刑事 責任は業務上過失傷害にとどめるべきと考える. い ずれにせよ、医師と看護師のチームワークが悪かっ たから事件 9-11 は起きたのであり、チーム医療の 重要性とダブルチェックシステム構築の必要性は明 らかといえる.

表1事件1も判決は診療拒否をした C₁病院の組 織活動全体の問題であり、組織上の過失であると認 定しており、やはりチーム医療の充実が同種事案の 防止に重要であると考えられる。表1事件2は担当 医の引き継ぎの悪さが原因で起きた訴訟であり、本 件も、チーム医療の重要性を示唆している。表1事 件3ではA₃の入院延期の応対に出た看護助手が医 師 B₃ に電話を繋ぐか、少なくとも電話の後、直ち に医師 B₃ に A₃ からの一方的な入院延期の申し出 を伝える必要があり、本件の訴訟もチーム医療が Y₃病院で円滑に行われていなかったために招来さ れたといえる. 表1事件6-8もチーム医療が円滑に 行われていれば、あるいは防ぐことができたかもし れない. なお、事件2、3の癌の告知の問題につい ては本研究内容と少しテーマが異なるので, 別稿で 改めて検討したい.

表1事件4,5では最高裁判決として「延命利益について法益性を認め、医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準に適った医療が行われていたならば、患者がその死亡の時点において、なお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは医師が不法行為によ

る損害を賠償する責任を負う」ことを認めたもの で、両判決とも遺族の負担を軽減するものとして大 きな意義があるといえる. 両事件とも. 担当医の 行った診療は、その当時の医療水準からみて明らか に遅れており、判決は妥当なものといえる、 医師は 常に研鑚を積み、どんどん進歩する医療水準に追い 着いて行かなければならないことを示唆している. ただし、両事件とも、その当時の医療水準に適う診 療が行われていたとしても、救命されなかった可能 性も十分あり、逸失利益の損害賠償は認められてお らず、慰謝料と弁護士費用の支払いだけが認定され ており、その点でも妥当な判決といえる。事件1-3 も同様で、妥当な医療が行われていたとしても、患 者は早晩. 死亡に至ったものと判断され. 慰謝料の 支払いのみが認定されている. 事件 1-5 のいずれも 医師の対応に問題があり、適切な治療を行っても治 癒が困難な事例に対しても誠実な対応をしないと訴 訟を起こされ、慰謝料が認定されてしまうことが実 証されている. 少なくとも本学で勤務する医師およ び本学出身の医師は建学の理念である「至誠一貫」 を遵守した医療を行うべきである.

表2の事例1は腹式帝王切開手術で胎盤を用手剥 離する際、空気塞栓が起こり23)、それが、まず右心 房・右心室に至り、肺循環系にみられる毛細血管レ ベルの血管吻合を介して微細な気泡が肺静脈に流れ 込み、全身の諸臓器に散布され、微細な気泡の存在 により血液の粘調度が変化して播種性血管内凝固 (disseminated intravascular coagulation: DIC) が 起こり24). 出血傾向が招来され、適切に縫合された 子宮手術創から多量の腹腔内出血を来して出血性 ショックにより死亡したものと判断した. 被告の医 師は死亡診断書に死因を急性心不全、死因の種類を 病死および自然死と記載しており、自分に過失はな いと主張した. 確かに、偶発的に空気塞栓が起きた こと以外、解剖結果からも適切な手術が実施された といえる. このことは解剖に立ち会っていただいた 当時の名古屋大学医学部助教授の医師にも確認して もらっている. しかし、術後の経過観察は不十分 で、手術直後、診察して異常がないことを確認した 以後は当日の午後10時と翌日の午前0時に看護師 より患者が腹痛を訴えている旨、電話連絡を受ける も、ペンタゾシンの注射の指示を出すだけで診察に は行っていない。午後10時の時点で診察に行って

おれば、おそらく腹腔内出血を発見(少なくとも出 血性ショックにあることは確認)できたはずであ り、ちなみに看護記録には冷汗、頻脈などの記載が なされており、この時点で2次病院に転送して子宮 摘出と出血性ショックの治療が行われておれば、救 命できた可能性が高いと判断される. 解剖に立ち 会っていただいた産婦人科の医師も調書で、そのよ うに述べている. したがって, 逸失利益と遺謝料 4700万円に加え、子供を小学校入学まで院長夫人 が責任持って育てることで和解が成立した. 民事の 和解の成立を受け、刑事的には起訴猶予となった. 本件では術後管理の重要性を再認識させられた. な お. 本件は昭和60年頃の事案であり、看護師の責 任については、まったく問われなかったが、 看護記 録をみると、午後10時頃には出血性ショックが既 に始まっており、医師への連絡が腹痛のみでなく、 冷汗や頻脈も伝えていれば、被告医師も診察に来た はずであり、現在であれば、看護師も責任を問われ た可能性があり、やはり、ここでも医師、看護師の 連携、チーム医療の充実が肝要なことが証明され た.

表2の事例2は60歳代の女性がセファゾリン 1 g. ビタミン B₁₂ 1000 μg を KN3B 250 ml に溶解し た注射液を点滴され始めてまもなく痒み、悪心を訴 えたが、そのまま点滴が続けられ、数分後、ショッ ク状態に陥り、点滴を生理食塩水に変更して蘇生措 置が行われたものの、90分後に死亡したものである. 解剖所見はアナフィラキシーショックを示唆してお り. 解剖時, 採取した心臓血を固相抽出法で抽出 し、抽出液を窒素気流下で蒸発乾固した残査を移動 相に溶解して高速液体クロマトグラフィー(HPLC) /質量分析法 (MS) により分析したところ、セファ ゾリンが間違いなく検出された²⁵⁾. 死因は急性薬物 ショックであり、原因薬物としてセファゾリンとビ タミン B₁₂ の両者が考えられるが、セファゾリンは 以前に10回以上、同院で点滴されているが、これ まで何も異常はなく、ビタミン B₁₂ は今回、初めて 投与されたことから、ビタミン B₁₂ の方が可能性が 高いと思われる21). 本事例では次の2点が疑問とし て残る. 第1点は痒み, 悪心を訴えたとき, 直ちに 点滴を生理食塩水に変更しておれば、救命できたの ではないかという点である. 民事訴訟でも逸失利 益. 慰謝料を含めて 2600 万円の賠償で和解が成立 している。第2点は本例の治療に不可欠なのはセファゾリンであり、なぜ必須でないビタミン B_{12} を追加したのであろうかという点である。必須でない治療を行うと思わぬ副作用が発症して不幸な転帰に至ることを警鐘している事例といえる。

表2の事例3では当時の精神科医療における数々 の問題点を露呈している. まず. 第一に医師不在 (日勤の医師は全員午後5時前に帰宅しており、当 直医は勤務開始時刻の午後6時より2時間遅れて到 着) の午後5時30分頃に統合失調症患者が別の統 合失調症患者に腹部を蹴られたり、 踏みつけられた りした事件が発生したことである。 第二は、ようや く 2 時間遅れで当直医が到着して診察をし、血圧 92/80 (脈圧はわずかに12 mmHg). 脈拍100/分. 呼吸数 20/分, 腹部疼痛強度, 圧痛強度で冷汗・嘔 気・嘔吐がみられるのに、診療録に腸雑音の記載は なく. 腹部 X 線撮影も実施されていない. この時 点で既にショックの徴候が出ているのに経過観察の 指示のみであった. この時点において立位で腹部 X 線撮影が行われていれば、横隔膜下に遊離ガスが確 認できたはずであり、直ちに外科病院へ転送してお れば救命できたはずである. ちなみに第2著者は名 古屋大学大学院生のとき、精神科病院で夜間当直 中, 同様の事件が起こり, 腹部 X 線撮影で横隔膜 下に遊離ガスを発見し、外科病院へ転送して事無き を得ている。第三は午後11時30分。看護師から診 察要請があったのに、当直医は診察に行かず、30 分間隔のバイタルチェックの指示をしただけであっ た. このとき血圧 84 (触診). 脈拍 120/分. 呼吸数 28/分であり、既にショック状態にあることは明ら かで、当直医が診察に応じなければ、看護師は直 接, 主治医に連絡して指示を仰ぐべきであった. 翌 日午前5時, 血圧72/分(触診), 脈拍138/分(緊 張弱). 浅頻呼吸. 腹部緊満. 冷汗著明であったが. 看護師は当直医に連絡もしていない。午前5時30 分,心肺停止で発生され,蘇生措置を受けたもの の,午前5時50分死亡診断に至った.本例では早 い段階で当直医, 夜勤看護師の誰かが適切な対応を しておれば、救命できたものと推察される. 本例に おいても医師、看護師間の連携の悪さが問題となっ たほか、医師、看護師ともに、その技量が疑われる 事例であった. 民事はわずか60万円の見舞金で和 解が成立し、当直医は書類送検されたが、起訴猶予

となった. 全体として統合失調症患者の人権が軽視された印象を受けた.

表2の事例4は50歳代の男性で顔を殴られ、路 上に仰向けに倒れた状態で腹部を踏みつけられて病 院に搬入され、検査の結果、左中大脳動脈解離性動 脈瘤による脳梗塞の診断で脳外科へ入院となった. このとき、既に血清アミラーゼ中程度上昇、4日後、 血清アミラーゼ高度上昇のため、腹部外科へ転科と なり、緊急開腹手術を受け、膵頭部の著明な挫滅が 見つかり、膵頭十二指腸切除を受けた、1か月後、 意識が回復しないまま死亡した. 解剖の結果. 死因 は腹部踏みつけによる膵頭部挫滅のための汎発性化 膿性腹膜炎と判断された。本例の問題点は当直医の 専門は脳外科で、左中大脳動脈解離を発見し、同動 脈灌流域の左大脳半球外側部広範な脳梗塞による昏 睡状態と診断して主治医となったが. 腹部の診察は 疎かにしていたと言わざるをえない点である. 入院 当日の血清アミラーゼ中程度上昇の段階で、膵損傷 を疑うべきであった(本例は腹部を踏みつけられて いる). 早い段階で腹部開腹手術を受けていれば. 救命できた可能性が高いと思われる. 本例も病院内 の脳外科と腹部外科のチーム医療が遅れたことが患 者死亡の原因となった。民事では300万円の慰謝料 で和解が成立. 加害者の刑事裁判で被告弁護人は早 い段階で膵損傷が発見され、 適切な治療が行われて いれば、救命できたはずと主張し、これが認めら れ、訴因が傷害致死から傷害に変更され、これに伴 い. 主治医が業務上過失致死で書類送検されたが. 起訴猶予となった.

表2の事例5は男子高校生で,某年1月4日午前0時頃,喧嘩で背負い投げを食らい,後頭部を路面で強打した.午前0時30分,近くの公立病院を受診し,頭部X線単純撮影で異常なしと言われ,帰宅した.同日午前2時,頭痛が増悪したので,再受診して入院となったが,検査は行われず,鎮痛剤注射で経過観察となった.同日午前5時,突然,心肺停止で発見され,蘇生措置を受け,心拍動は回復するも,呼吸,意識は回復せず,頭部コンピュータ断層撮影(CT)で,後頭蓋窩に広範な硬膜外血腫が確認された.翌5日午前,深昏睡,脳幹反射すべて陰性,脳波平坦.臨床的脳死状態のまま1月15日午前2時に死亡した.解剖で本例は後頭部強打によりラムダ縫合.左後頭乳突縫合が離開し.このとき

横静脈洞もしくは左S状静脈洞が破綻して後頭蓋 窩硬膜外血腫が生起され、比較的短時間で脳死状態 に陥り、死亡したと判断された、本例の問題点は1 月4日午前0時30分頃に頭部X線単純撮影でラム ダ縫合, 左後頭乳突縫合の離開を見落とし, 帰宅さ せてしまったことと同日午前2時頃, 再受診したの で、入院させたものの、同日午前5時頃、心肺停止 となるまで何も検査しなかった(午前9時からの頭 部 CT の予約はしていた) ことである. 加害者の刑 事裁判で被告弁護人は医師が適切な対応をしていれ ば、被害者は死なずに済んだはずであり、傷害致死 ではなく、単なる傷害事件であると主張したのに対 し、検察側の証人である脳外科専門医が、①ラムダ 縫合、左後頭乳突縫合は解剖学的に存在するもので あり、その離開の有無は専門医でないと判断が困難 であり、②後頭蓋窩の急性硬膜外血腫は横静脈洞も しくはS状静脈洞の外傷性破綻によるものであり. 急激に発症して不幸な転帰を示すのが大部分で、仮 に早く診断できていたとしても、手術による救命は 困難であると証言したため、傷害致死事件として扱 われたので、当直医の刑事的責任は問われなかっ た. 民事では刑事法廷を傍聴した遺族側弁護人が逸 失利益の損害賠償を諦め、50万円の見舞金で和解 した.

表2の事例6は20歳代男性で自宅台所で口から 泡を噴き、仰向けに死亡しているのを母親が発見し た. 数日前に近医を受診し、「痰が絡み、食物が気 道の中へ入り、むせて困る」と訴えていた、袪痰薬 が処方されただけで、精査や精査のための病院紹介 は行われなった. 行政解剖で死因は後頭蓋窩の3個 の血管芽腫が脳幹部を圧迫して嘔吐・誤えんが誘発 され嘔吐物を誤えん吸引して窒息死したと判断され た. 警察から解剖結果を聞いた両親が医師に損害賠 償を請求した. 民事法廷に証人として出廷した第2 著者は「結果論からすれば、血管芽腫は脳外科手術 で摘出することにより完治し、予後良好であるた め22) 医師は患者の訴えをよく聴き、2次病院レベ ルの脳外科ないし神経内科を紹介するべきであっ た. しかし、1回の受診で、そこまでする義務があ るとは思えない | と裁判官の質問に答えた. そこ で、裁判官は50万円の見舞金で和解するように原 告・被告双方に勧め、和解が成立した。第2著者自 身が白衣の裁判官17)になってしまったことを後悔

している.

表2の事例7-12は事例10を除き、現在も民事で 双方の弁護士間で協議中であり、 医療関連死モデル 事業評価結果報告書の内容を要約した表2の記述に とどめる. モデル事業の解剖例全体として言えるこ とは患者が死亡する前から家族が病院に対して強い 不信感を抱いた事例がモデル事業の対象となってお り、解剖の結果、病院に手落ちはなく、患者本人の 寿命であることが明らかになった事例でも, なお, 弁護士間の協議が続いている (事例 9.12). 表 2 の事例 1-5 の司法解剖例. 事例 6 の行政解剖例. 表 1の1-12の判例においても比較的少額の慰謝料も しくは見舞金の支払いに帰結している事例が多いこ と (表1の事件1.2.4.7.10. および表2の事 例3-6)を合わせて考えると、訴訟の原因は「取れ るものなら少しでも取ってやろう」という考え方と 病院に対する不信感の双方が考えられる.

医療関連死解剖例の分析から、①医師は看護師の要請があった場合、必ず真撃に診察すること、②医師は常に患者の急変の可能性を念頭に置くこと、③看護師も患者の病状を常に念頭に置き、当直医に連絡して診察がないときは主治医まで連絡すること、④医師は必要でない治療を行わないこと、⑤医師は自分の専門領域の疾患だけにとらわれず、患者の全身、心の中まで診ること、⑥腹痛や頭痛を訴える患者には医師も看護師も特に慎重に対応することなどが日常の診察において重要なことが明らかとなった。

以上を総合して考えると、民事訴訟の発生を防ぐには医師や看護師らの医療従事者は「医療従事者善行の原則」¹⁾に従い、「至誠一貫の精神のもと、常に患者および家族に対して誠実に対応するとともに、医師、同僚医師、指導医、看護師、薬剤師、理学療法士などが1つの医療チームとして、お互いに遠慮なく疑問点を尋ね、ダブルチェック、トリプルチェックシステムを構築してサポートし合う態勢を整えることが肝要であると思われる。

利益相反

本研究に関し、 開示すべき利益相反はない.

文 献

1) 佐藤啓造. 医師と法律. 澤口彰子編. 臨床のための法医学. 第6版. 東京: 朝倉書店: 2010.

pp174-195.

- 2) 押田茂實, 児玉安司, 鈴木利廣. 実例に学ぶ医療事故. 第2版. 東京: 医学書院: 2002.
- 3) 平沼直人. 医療訴訟 Q&A 医療の法律相談. 東京: 労災保険情報センター: 2012.
- 4) 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか. 医事 法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. (別冊ジュリスト. 183号.)
- 5) 村山淳子. 96 神戸診療拒否事件. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百 選. 東京: 有斐閣; 2006. pp212-213. (別冊ジュ リスト. 183 号.)
- 6) 樋口範雄. 55 家族に対するがんの告知. 字都 木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法 判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp120-121. (別 冊ジュリスト. 183号.)
- 7) 丸山英二. 56 本人に対するがんの告知. 字都 木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法 判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp122-123. (別 冊ジュリスト. 183号.)
- 8) 前田順司. 74 医師の注意義務違反と因果関係 相当程度の可能性. 宇都木 伸, 町野 朔, 平 林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐 閣: 2006. pp164-165. (別冊ジュリスト. 183号.)
- 9) 新美育文. 75 医師の不作為と患者の死亡との間の因果関係 死亡時点における生存の可能性. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp166-168. (別冊ジュリスト. 183 号.)
- 10) 中空壽雅. 71 頸部硬膜外ブロック後ショック 死事件. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほ か編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp158-159. (別冊ジュリスト. 183号.)
- 11) 後藤弘子. 81 異型輸血過誤事件. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百 選. 東京: 有斐閣; 2006. pp180-181. (別冊ジュ リスト. 183号.)
- 12) 北川佳世子. 85 抗がん剤過剰投与と主治医, 指導医, 科長の過失の競合. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp190-191. (別冊 ジュリスト. 183 号.)
- 13) 川端和治. 100 点滴および硬膜外麻酔時の看護師の過失. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp220-221. (別冊ジュリスト. 183 号.)
- 14) 石本傳江. 101 誤投(与)薬の行為と准看護師の過失. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp222-223. (別冊ジュリスト. 183 号.)
- 15) 日山恵美. 103 エタノール誤注入と看護師の 責任. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか 編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp226-

- 227. (別冊ジュリスト. 183号.)
- 16) 久藤克子. 93 乳児の処置. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp206-207. (別冊ジュリスト. 183 号.)
- 17) 平沼直人, 藤城雅也, 佐藤啓造. 裁判上の鑑定 から当時者鑑定へ 医療過誤訴訟における私的 意見書の実態と提言. 昭和医会誌. 2012;**72**:628-636
- 18) 山口斉昭. 57 選択可能な未確立療法と医師の 説明義務 乳房温存療法. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほか編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp124-125. (別冊ジュリスト. 183 号.)
- 19) 米村滋人. 70 ルンバール施行後の脳出血と因 果関係. 宇都木 伸, 町野 朔, 平林勝政, ほ か編. 医事法判例百選. 東京: 有斐閣; 2006. pp154-156. (別冊ジュリスト. 183号.)

- 20) 石山昱夫, 高津光洋, 向田政博. 第4章 外傷性ショック. 石山昱夫編. 臨床法医学. 東京: 南山堂; 1986. pp181-218.
- 21) 北原光夫, 上野文昭, 越前宏俊編. 治療薬マニュアル 2013. 東京: 医学書院: 2013.
- 22) 伊藤正男, 井村裕夫, 高久史磨. 医学書院医学大辞典. 第2版. 東京: 医学書院: 2009.
- 23) 杉山陽一, 小柴寿弥. 第4章 産褥の病理. 杉山陽一編. 小産科書. 第2版. 京都: 金芳堂; 1977. pp341-353.
- 24) 石山昱夫, 高津光洋, 向田政博. 第5章 栓塞症. 石山昱夫編. 臨床法医学. 東京: 南山堂; 1986. pp219-243.
- 25) Kobayashi K, Sato K, Mizuno Y, *et al.* Capillary high-performance liquid chromatography-fast atom bombardment mass spectrometry of 24 cephem antibiotics. *J Chromatogr B Biomed Appl.* 1996;677:275–290.

表 1 医療過誤裁判の概要・争点と判決内容							
事件 (No.)	裁判所 判決年月	概要	争点	判決内容			
1	神戸地裁 H4・6	交通事故に遭い、両側肺挫傷・右気管支断裂の障害を受け、 B_1 病院の玄関口まで搬送されたが、医師により 3 次救急患者と診断され、受け入れを拒否された、消防局管制室は C_1 病院 $(Y_1$ 市立 3 次病院)に連絡したが、受付担当者は脳外科医と整形外科医が在院しない(外科医は在院)ことを理由に受け入れは困難と返	医療を迅速に受けるという法的利益を侵害され、肉体的・精神的苦痛を被ったとして Y_1 市に対し、不法行為を理由に慰謝料 200 万円を請求した、 Y_1 市は医師法 19 条 1 項は公法上の義務であり、医師が診療拒否をしても、患者個人に民事上の責任を負うものではない、他に受け入れ可能な病院があったことは診療拒否の正当事由に当たり、 A_1 には客観的な損害	①認定事実を総合的に検討すると、 C_1 病院の医師は受付担当を介して A_1 の受け入れを拒否したと言わざるをえない。 ②医師が診療拒否をして患者に損害を与えた場合には同診療拒否の正当性を立証しない限り、同医師は患者の被った損害を賠償すべき責任を負う.診療拒否は C_1 病院の組織活動全体の問題であり,組織上の過失といえる. ③ Y_1 市内には 1 次病院, 2 次病院が存在するうえでの 3 次病院 C_1 病院には診療拒否の正当な事由がない.同様に外科医しかいなかった E_1			
2	最高裁 H14・9	告人)の B_2 医師は A_2 (77歳男性)を進行性末期がん(病期 \mathbb{N})と診断するも、本人への告知は適切でないと判断し、家族の来院を求めたが、	末期がんの説明を受けていれば、より多くの時間を A_2 と過ごすなど A_2 の余命がより充実したものとなったとして Y_2 に対し慰謝料 150 万円を請求した. 第1審は本人に説明しなかったのは医師の合理的裁量であるとして X_2 らの請求を棄却した. 第2 審は Y_2 病院の医師らは Y_2 らに対する告知の適否を速やかに検討する義務があり、それを怠ったとして債務不履行または不法行為	Y_2 病院の医師は診療契約上の義務として患者 A_2 に対し、診断結果、治療方針を説明する義務がある。患者に告知すべきでないと判断した 場合、診断結果の重大性を鑑みると、診療契約に付随する義務として、少なくとも X_2 ら家族に接触し、説明したうえで、患者への告知の適			
3	最高裁 H7·4	は上腹部痛を訴え、Y3病院(被告・被上告人)を受診し、精査の結果、予後不良の進行性胆のう癌の師B3から確定診断のため更なる精査の際、この性格、不動場の性格、不能強力を強力を強力を表してある。に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3に、A3	したにも関わらず、 A_3 または X_3 にといるとのでは、 A_3 またはとと関語では、 A_3 なたでは、 A_3 なたでは、 A_3 なたでは、 A_3 なたでは、 A_3 ないでは、 A_3 ないのでは、 A_3 ないのでは、 A_3 ないののでは、 A_3 ないののでは、 A_3 ないののです。 A_3 ないのです。 A_3 ないの	① B_a にとっては A_3 は初診の患者で、その性格等も不明であり、本件当時、医師の間では癌については異なる病名を告げることが一般的打会の悪影響を考慮して、 A_3 に与える精神的ず等を治療への悪影響を考慮して、 A_3 に与えるにまず手術の必要な重度の胆石症であると説明して入院させ、その上で精密な検査をしようとしたと言うとせ、というないたとはというないは胆石症という方な場合、といるからになかないたのは胆石症という方な場合に患者が楽観して治療に協力しなくなる。しかし、 B_3 は A_3 に対して手術の必要な重度な A_3 がら入院の同意を得ており、 B_3 に配慮が足りな			

のう癌と診断され、手術などの治療 し、憲法に違背するものであると とはいえない。 を受けたが、入院の6か月後に死亡 して最高裁に上告した.

した.

受診しなかった、4 か月後に A_3 は X_3 らの請求を棄却した、 X_3 らは 予約手続を B_3 に相談もなく一方的に電話で取職場で倒れ、別の病院に緊急入院 高裁判決を、患者の自己決定権お り消し、受診を中断したことは A_3 の責任であし、精査の結果、肝臓直接浸潤の胆 よび前提となる知る権利を否定 り、治療に協力する患者の債務を果たしている

最高裁 $H12 \cdot 9$

[医師の注意義務違反と因果関係]8) 性膵炎の治療薬を加えた点滴注射を に必要な初期治療を怠ったとして 行ったところ、A₄ は点滴中にけいれ Y₄ に対し、民法 715 条による使用 時間後に死亡した。

解剖等の鑑定が行われ、A4は自宅 亡との因果関係を認めないとして で狭心症発作に見舞われ、それが心 請求を棄却したが、第2審は C4 医 筋梗塞に移行し、C4 医師の診察当時、 師が患者に最善を尽くすべき義務 心筋梗塞は相当、増悪した状態にあ を怠ったことにより患者が適切な ③生命を維持することは人にとって最も基本的 死亡したと判断された.

A4の妻子で相続人である X4ら (原 上告棄却.

万円、弁護士費用20万円の賠償

を命じた. Y₄ が上告した.

平成元年7月、A4は強い背部痛と 告・被上告人) がC4 医師は A4を ①「適切な救急治療が行われていれば、確率は 心窩部痛を訴え、Y4病院(被告・上 診察する際、腹部の触診および聴 20%以下であるが、救命できた可能性は残る」 告人)の夜間救急外来を受診し、C4診を行っただけで、血圧、脈拍、とする循環器の専門医の鑑定を採用した.

医師の診察を受けた. C4 医師は急性 体温等の測定や心電図検査を行わ ②疾病のため死亡した患者の診療に当たった医 膵炎と狭心症を疑い、A4に対し、急 ず、胸部疾患の可能性のある患者 師の医療行為が、その過失により当時の医療水 準にかなったものでなかった場合において,右 医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在 ん発作、舌根沈下を起こして容態が 者責任または債務不履行に基づき は証明されないけれども、医療水準にかなった 急変、蘇生術が行われたが、入院3 損害賠償の請求をした。第1審は 医療が行われていたならば患者が、その死亡の C 医師の作為. 不作為と A4 の死 時点において. なお. 生存していた相当程度の 可能性の存在が証明されるときは, 医師は患者 に対し、不法行為による損害を賠償する責任を 負う.

り,点滴中に致死性不整脈を生じ、医療を受ける機会を不当に奪われ な利益であって,右の可能性は法によって保護 たとして Y₄ に対し、慰謝料 200 されるべきであり、本件の場合、医師が過失によ り医療水準にかなった医療を行わないことによっ て患者の法益が侵害されたということができる.

5 最高裁 H11 · 2

[医師の不作為と患者の死亡との間 A5の妻子で相続人である X5ら 第2審判決破棄差戻し. の因果関係]9)

患者 A₅ (53 歳男性) は B₅ 病院でア れ、そこで2年8か月にわたり、継 謝料等を含めて、妻について4000 を必要とし、かつそれで足りる、 うやく AFP 検査を実施した. ただ 対し、肝細胞癌発見のための定期 胞癌の確定診断が下された. しか 実施して肝細胞癌が発見されたと し、既に手遅れで1週間後、A5は しても、どの程度の延命効果があ 肝細胞癌および肝不全により死亡し るかは不明であるとした. X5ら t=

が上告した。

(原告・上告人) は適切な時期に ①訴訟上の因果関係の立証は経験則に認らして 肝細胞癌を発見するための検査を 全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果 ルコール性肝硬変の診断を受け、肝 行わなかったことにより適切な治 発生を招来した高度の蓋然性を証明することで 疾患を専門とする Y₅ 医師(被告・療を受ける機会を奪われ、A₅が あり、その判定は通常人が疑いを差し挟まない 被上告人)の経営する医院に紹介さ 死亡したとして逸失利益および慰 程度に真実性の確信を持ち得るものであること

続的に受診していた。А₅が肝細胞 万円。子ら2名について各1500 ②右は医師が注意義務に従って行うべき診療行 癌発生の危険性の高い患者群に属し 万円の損害賠償を Y5 に対して請 為を行わなかった不作為と患者の死亡との間の ていたにも関わらず、Y5は肝細胞 求した. 第2審は第1審判決をほ 因果関係の存否の判断においてもことなるとこ 癌発見に有効なlpha-フェトプロテイン ほ踏襲し、 Y_5 に対して A_5 の慰謝 ろはなく、経験則に照らして統計資料その他の (AFP) 検査や腹部超音波検査を実 料として300万円と弁護士費用60 医学的知見に関するものを含む全証拠を総合的 施しないまま内科的治療を行うに留 万円を認め、X5らに360万円支 に検討し、医師の右不作為が患者の当該時点に まっていた、A₅死亡の少し前によ 払うべきと判示した、Y₅は A₅に おける死亡を招来したこと、換言すると、医師 が注意義務を尽くして診療を行っていたならば し、結果は陰性であった。10日後、的検査を実施する注意義務を怠っ 患者がその死亡の時点において、なお生存して As は Cs 病院に転院し、そこで肝細 たことを認めた上で、仮に検査を いたであろうことを是認しうる高度の蓋然性が 証明されれば, 医師の右不作為と患者死亡との 間の因果関係は肯定されるものと解される.

> ③ Y₅ が当時の医療水準に応じた注意義務に 従って A₅ につき肝細胞癌を早期に発見すべく 適切な検査を行っていたならば、遅くとも死亡 の6か月前の時点において外科的切除術の実施 も可能な程度の肝細胞癌を発見し得たとみら れ、右治療法が実施されていたならば長期にわ たる延命に撃がる可能性が高いとみられる.

大阪高裁 S58 · 2

死事件]10)

科医長 Y₆ 医師(被告・控訴人)は交 を原因は特定できないものの,通 通事故による頸椎鞭打損傷を負った 常の局所麻酔剤反応であることを 患者 A6 に対し、3 名の看護婦の介 認定した上で、以下の理由で Y6 る. 剤リンデロンおよび生理食塩水の混 ち、介助する看護婦に局所麻酔剤 合液を注入する硬膜外ブロック療法 反応発生の危険性、その対処方法 ③本件のような経緯で心肺停止に陥った場合、 脳死状態における両側性出血性化膿 るにも関わらず、これを怠った過 のに、これらを怠った過失がある. 性肺炎により A₆ は死亡した.

〔頸部硬膜外でブロック後ショック Y₆は業務上過失致死被告事件とし 控訴棄却. て起訴され、刑事裁判となった. 失がある. Y₆控訴.

①本件 A₆ のショック症状は頸部硬膜外注射の 昭和 44 年 7 月,国立 B₆ 病院整形外 第 1 審は本件 A₆ のショック症状 際,注射針が硬膜を穿通して全脊髄麻酔に起因 する異常反応としての局麻剤反応が発生し、心 肺停止状態に陥った蓋然性が高いと判断され

助のもと、頸部硬膜外腔に局所麻酔 に業務上過失致死罪による罰金5 ②昭和44年当時、麻酔に従事する医師間にお 剤キシロカインと副腎皮質ホルモン 万円の有罪判決を下した. すなわ いては①に示す合併症が併発する危険性は周知 の事実であった.

を施行した。当日のブロックは3度を教示し、発現した場合に即座に発症から4分以内に脳中枢神経系への十分な血 目であったが、施行直後に A6 は息 救急蘇生措置を取りうるための用 流を再開し、同神経系に酸素欠乏を生じさせな 苦しさを訴え、まもなく、心肺停止 意を整えておき、現実に発生した いことが肝要であり、そのために予め麻酔器に 状態に陥った、Y₆らは別の医師、場合には看護婦に適切な指示を与 蛇管、マスクを取り付けておき、心肺停止発生 看護婦ともに救急蘇生措置を施し、えながら協力して迅速に救急蘇生 時には看護婦の協力を得て迅速に人工呼吸・心 心拍のみは再開したが、2週間後に 措置を講ずべき業務上の義務があ マッサージ等の蘇生措置を行う注意義務がある

広島高裁 S57 · 3

[異形輸血過誤事件]11)

療のため腹部切開手術を行った. そ 創を拡大するため輸血の実施を決意 からガーゼに浸した血液と輸血用血 果, A7 に悪心, 悪寒, 震えおよ (-) と判定して元来B型のA7に ぜといった各症状・病変を生じさ と言わざるをえない. たので、大学病院に転送され、大学 病院で血液型検査が行われたとこ ろ、A₇の血液型はB型であること が分かった. その後, A7 に嘔気, 嘔吐, 黄疸の増強による意識混濁が 認められたので、3回にわたって合 計1万7000 ml の交換輸血が実施さ れたが、転院後13日目に劇症肝炎 のため死亡した. 解剖の結果, 腎臓 に血色素尿性ネフローゼの病変が認 められた

当初 Y₇ は業務上過失致死罪で起 控訴棄却. 変更された. 第1審は異型輸血を

昭和44年11月. 外科病院を経営す 訴されていたが、劇症肝炎と異型 ① Y7はA7の手術を担当する医師としてA7に る医師 Y₇(被告・控訴人) は入院患 輸血との間に相当因果関係がない 輸血の必要を認めた以上, 万一にも不適合輸血 者 A₇ (63 歳女性) の穿孔性腹膜炎治 として起因が業務上過失傷害罪に の如き事態を生じさせないよう A₇ の血液につ き判定用標準血清を用いた ABO 式血液型判定 の途中, 腹腔内に小児手拳大の腫瘤 行えば, 患者の死亡という事態も を行い, さらに輸血用血液と A₇ の血液との間 を発見し、その切除を決意し、手術 招きかねないことから、事前に供 に交差適合試験を行って輸血の安全性を確認す 給血液と患者の血液との適合性を る業務上の注意義務を負うものである. しかる して A₇ の家族から聴取した血液型 判断し、不適合輸血をしないよう に A₇ の家族から聴取した血液型を正しいと信 (AB型) の血液 200 ml 3 本を取り に注意する義務が医師にはあると じて ABO 式血液型判定を省略し、さらに B₂医 寄せ、麻酔科医 B_7 に $200\,\mathrm{ml}$ 1本の ころ、 Y_7 は輸血に際して医師と 師に最善の交差適合試験を行わせず、簡略な方 輸血を指示した. B_r は A_7 の手術創 して守るべき注意義務を怠った結 法で済ませたことから B型の A_7 に AB型の血 液を輸血する異型輸血を行うことになったこと 液との間で凝集反応を実施し、凝集 び発熱並びに血色素尿性ネフロー は Y7 が結果予見義務と結果回避義務を怠った

AB型の血液 200 ml を輸血した. 翌 せ、身体の生理的機能に障害を与 ②不適合輸血があれば、程度の差はあっても、 日、Y₇ は残りの AB 型血液 200 ml えるという違法な傷害の結果を発 尿細管に血色素を含んだ円柱が詰まり、血色素 2本の輸血を指示した. 2本目を約 生させたとし、罰金5万円の有罪 尿性ネフローゼを生じるのが普通であって、た 50 ml 輸血した時点で A₇ が悪寒を を言い渡した. Y₇ は A₇ の血色素 だ本件の A₇ の場合には, その程度が軽く. 排 訴え、震え出したので、輸血を中止 尿性ネフローゼは、ごく軽いもの 尿が目立って減少するほどの結果には至らな したが、悪心、悪寒、震えは20分 で、健康には影響を与えてはいな かったが、全く腎障害を生じなかったとはいえ 程続いた、20日後、黄疸が出現し いとして無罪を主張し、控訴した、ず、その後に発症した劇症肝炎や死亡前約1週 間以内に行われ多量の輸血、交換輸血の影響と 合わせ、最終的に急性腎不全を来したものとみ なされる. したがって, 本件不適合輸血が A7 の健康に悪影響を与えたことは間違いないと判 断される.

最高裁 H17 · 11

[抗癌剤過剰投与と主治医, 指導医, Y₈には①抗癌剤の投与計画案の 上告棄却. 科長の過失の競合]12)

致死罪に問われた. 主治医には文献 過失の認定に留めたのに対し、第 硫酸ビンクリスチンを7日連日投与 ての責任もみとめられるので、② められるとした. し、さらに、投与開始4、5日後に についてはY₈には教授回診の際 は A₈ に高度な副作用が出始めてい に A₈ のカルテ内容の確認を怠る たのに適切な対応を取らなかった過 などした過失があるとして、罰金 失が (1 審で執行猶予付き禁錮 2 年 20 万円であった 1 審判決を破棄 が確定), 指導医には医療チームの し, 執行猶予付き禁錮1年に処し リーダーとして治療を行うに当た た. これに対し、Y₈が上告した. り、適切な治療方法の計画立案を指 導, 是正せず, さらに A₈ の治療状 況, 副作用の発現状況の把握を怠 り, 副作用に対して適切な対応を取 らなかった過失が(2審で執行猶予 付き禁錮1年6箇月が確定) 認定さ れた

誤りを看過した過失と、②副作用 Y₈の業務上過失致死罪の成否について職権で 大学病院の耳鼻咽喉科に所属し、滑 の発現状況等を的確に把握せず、 判断し、本件事実関係の下では Yoには、①自 膜肉腫の患者(A₈)の主治医が抗癌 適切な対応を取らなかった過失 らも臨床例,文献, 医薬品添付文書等を調査検 剤治療〔3種類の薬剤(vincristine, (本件では投与開始後5日目の段 討するなどし, VAC療法の適否と, その用法・ actinomycin, cyclophosphamide)を 階で強い副作用の発現を把握して 用量・副作用などについて把握した上で、抗癌 併用する VAC療法〕を実施するに 対応措置を施していれば患者を救 剤の投与計画案の内容についても踏み込んで具 当たり,文献の誤読により週1回投 命し得たはずという鑑定が提出さ 体的に検討し,これに誤りがあれば,是正すべ 与すべき硫酸ビンクリスチンを7日 れている) があるとして起訴され き注意義務を怠った過失と, ②少なくとも 連続投与して患者をビンクリスチン たが,第1審が Y_8 をもっぱら主 VAC療法の実施に当たり,自らも,その副作 の副作用により死亡させた。主治 治医らの監督者と位置づけて、② 用と対応方法について調査研究した上で、主治 医、指導医、耳鼻咽喉科の科長兼教 の副作用への対応についても事前 医らの硫酸ビンクリスチンの副作用に関する知 授 Y₈ (被告・上告人) が業務上過失 の適切な指導を怠ったという監督 識を確かめ、副作用に的確に対応できるように 事前に指導するとともに, 懸念される副作用が 等を精査せず、誤った治療計画を立 2審は Y₈ の科長には単なる監督 発現した場合には直ちに Y₈ に報告するように て、患者に対し、週1回投与すべき 責任ではなく、患者の治療医とし 具体的に指示すべき注意義務を怠った過失が認

大阪地裁 H11 · 3 の過失]13)

歳) は平成5年8月21日、Y₉₋₁(被告) に基づき、Y₉₋₁に対しては診療契 の開設する病院に運ばれ、当直医が 約の債務不履行責任ないし使用者 鎮痛のため麻酔薬キシロカイン 責任に基づき、それぞれ損害賠償 10 ml を硬膜外注入したところ、A。を請求した. は血圧低下・意識喪失の状態に陥っ なお、Y₉₋₂ は業務上過失致死罪で たが、昇圧剤等の投与により回復し 略式起訴され、罰金の略式命令が た. 翌22日, A₉が痛みを訴え, 看 確定している. 護婦 Y₉₋₃ (被告) が主治医となった Y₉₋₂(被告)の指示により、A₉にキ シロカイン8mlを硬膜外注入した ところ, A9 は再度, 血圧低下, 顔 面蒼白の状態に陥ったが、Y9-2の指 示により昇圧剤の投与で回復した. A₉ は同月 26 日午前,大腿骨骨折の 観血的内部整復法の手術を受けた. 術後, Y₉₋₂は A₉が痛みを訴えたとき, 麻酔薬マーカイン (キシロカインの 4倍の作用がある) 8 ml を最低 4 時 間の間隔をおいて硬膜外注入するよ う医師指示票に記載した. 同日午 後, A₉が痛みを訴えたので Y₉₋₃が 医師指示票を従い. マーカイン8ml を硬膜外注入したところ, A₉が心 肺停止に陥った. 直ちに気道確保し て人工呼吸や心マッサージ等が行わ れたが、A₉の意識は回復せず、全 身状態は徐々に悪化し、同年9月16 日, 死亡した.

は Y₉₋₂・Y₉₋₃ および病院の管理者 ① Y₉₋₂ は 2 度の麻酔薬投与後の血圧低下から A₉

〔点滴および硬膜外麻酔時の看護師 Agの相続人である Xgら (原告) Xgらの請求を一部認容した (確定)

転倒して左大腿骨を骨折した A_9 (89 Y_{9-4} (被告)に対しては不法行為がマーカインの硬膜外投与を受ければ、キシロカ インと同様。血圧低下・ショック症状発生を来す のを予測できたのであるから、術後の鎮痛処置に ついても局所麻酔薬の硬膜外注入の方法は避け. これと同様の効果が得られる鎮痛剤の筋肉注射 ないし坐薬投与を指示すべきであり, 仮に局所 麻酔薬を硬膜外に注入するのであれば、濃度・ 量を相当減じた麻酔薬を投与する義務があった. ② Y₉₋₂ は副作用が発現した場合には即時に適切 な対応が取れるように血圧低下等の症状の発現 の可能性と対処方法を看護婦に予め教示すると ともに医師自らが薬液を注入するか、注入の場 に立ち会い、少なくとも15分間は患者の側に 待機し, いつでも対処できる態勢を維持すべき 注意義務が認められる.

③ Y₉₋₃ は医師である Y₉₋₂ の補助者に過ぎず, Y₉₋₂ の指示内容の当否について判断し得る能力 も有しなかったし、Y₉₋₂ の指示は Y₉₋₃ が看護婦 としての知識・経験に照らし、 当然に疑問を持 つべき内容であるとも認められないことから, A₉に対するマーカインの注入については Y₉₋₂ がもっぱら責任を負うべきである. なお、マー カインの注入は患者の硬膜外腔に挿入されたカ テーテルのキャップを取り、薬液を注入するだ けであり、中小規模の病院においては現実に看 護婦が右を行っている実情がある. よって, Y₉₋₁・Y₉₋₂ および Y₉₋₄ は X₉ らに対し、総額 2457 万円および遅延損害金の支払義務がある が、Y9-3 に対する請求は認められない.

10 京都地裁 $H17 \cdot 7$

失]14)

平成13年1月,Y₁₀₋₁(医療法人:被告) が開設する病院の医師である Y₁₀₋₂ X₁₀₋₃ の精神的苦痛への慰謝料等 D₁₀ 看護師に指示した. D₁₀ 看護師の ては、さらに本件事故後の事故原 の過失と後遺障害の因果関係を認めた. は塩化カルシウムと塩化カリウムを X₁₀₋₂・X₁₀₋₃らの被った精神的苦痛 混同し, 塩化カリウム製剤で希釈の 必要のあるコンクライト-K 20 ml を Y₁₀₋₂ は X₁₀₋₁ の痒みが非常に強 原液のまま X_{10-1} に投与し、 X_{10-1} は急 かったので、緩和のための塩化カ た. Y_{10-3} は薬剤師 E_{10} に「塩化カリ た. Y_{10-3} は塩化カルシウムの指示 指摘した. ウムって何ですか」と尋ね、E10は に対して塩化カリウム液であるコ 「カリウムですか、カルシウムですか」 ンクライト-K を原液のまま静脈 と Y_{10-3} に聞き返したが、 Y_{10-3} は「塩 注射したことを認めた上で、准看 化カリウムです」と答えたので、E10 護師の立場で医師の指示を再検討 はコンクライト-K を Y₁₀₋₃ に渡した. する権限や義務はないと主張し, Y₁₀₋₃ はコンクライト-K 20 ml を原液 希釈の指示がなかったことおよび のまま5分以上かかるように、ゆっく 速度の指示は守っていたことを理 り静注した. X_{10-1} は 2,3 分後に突然,由に過失を否定した. さらに,た ぐったりした. 直ちに Y10-2と D10が とえ塩化カルシウムを指示通り注 駆け付け心肺蘇生が行われ、その後 射していたとしても、希釈の指示 F10 病院に転送された. しかし, 病院 がなければ, 本件事故は回避でき は保健所並び医師会は「各部署での なかったと主張した. 業務は慎重に行われ、過失、誤認は なかった」と報告した.

[誤投(与)薬の行為と准看護師の過 X₁₀₋₁ および X₁₀₋₂・X₁₀₋₃ (X₁₀₋₁ の両 一部認容, 一部棄却(確定). X₁₀₋₁ の治療費・逸失利益と X₁₀₋₂・ に対する慰謝料を請求した.

親:原告)は①本件事故による ①裁判所は Y10-2 の過失として静脈注射等の行 為を指示する場合、医師は、その注射すべき薬 剤の種類, 注射量, 注射方法, 速度等について (被告) は蕁麻疹の治療に訪れた当時 を、Y₁₀₋₁ に対しては債務不履行な 指示に誤解が生じないよう的確に指示するこ 6歳の女児 X₁₀₋₁ (原告) に対して痒み いし不法行為を理由として、Y₁₀₋₂・ と、薬剤の種類や危険性によっては医師自ら注 を軽減する目的で塩化カルシウム注 Y₁₀₋₃に対しては共同不法行為を理 射したり,あるいは少なくとも注射の場に立ち 射液 20 ml を静脈注射するようにと 由として請求し、② Y₁₀₋₁ に対し 合うことが必要であるとし、上記注意義務違反

申し送りにより准看護師 Y₁₀₋₃(被告) 因調査・報告義務違反によって ② Y₁₀₋₃については Y₁₀₋₂の指示した薬とは異な る注射液を使い. 原液のまま使用するという投 与方法の間違いをしていたことを認定し, たと え准看護師といえども、現に患者に対して静脈 注射等の侵襲を伴う措置を行う以上、その措置 性心肺停止による低酸素脳症のため ルシウムを指示したこと,その静 によって患者の生命・身体を害することを防ぐ 生涯にわたって介護を必要とする植 脈注射の危険性も認識した上で べき注意義務を負っているのは当然であり、医 物状態に陥った。 D_{10} 看護師は Y_{10-2} 「5 分かけてゆっくり」との注意 師の指示自体に疑問が生じたような場合には医 から指示を受け、カルテに「5分かけ をしていたことから、不適切な指 師に対して指示内容を再確認する等して、自ら てゆっくり」と記入し、赤波線を引い 示とはいえず、生じた結果は Y10-3 の行う与薬措置等に誤りのないようにする注意 て注意を促した上で, Y₁₀₋₃ に申し送っ の誤薬によるものであると主張し 義務があるとし, 本件後遺障害との因果関係を

11 H16 · 7

大学病院の看護師 Y11(被告・控訴 温加湿器チャンバー内に滅菌精製 ① Y11の過失は患者の体内に薬剤を摂取させる lopathy) および肺炎治療のため同病 ど薬剤の種類・内容を十分確認し 温加湿器チャンバー内に滅菌精製水 に確認して上記チャンバー内に補 を補充するに際し、消毒用エタノー 充すべき業務上の注意義務を怠っ 軽く見ることはできない. ル5ℓ入りポリタンクを滅菌精製水 たとして業務上過失致死罪の成立 ②他の看護師4名の過失は注入の際にも、これ 充しようとして上記ポリタンク内か あるとして Y₁₁を禁錮 10 月、3 年 上記チャンバー内に注入補充した. 刑不当して控訴した. また、同月28日午後9時頃から同 年3月1日午後11時頃までの間. A₁₁の看護を担当した他の看護師4 名も上記ポリタンク内から消毒用エ タノール合計約870 ml を上記チャ ンバー内に注入補充した. 同月2日 午後7時54分、Au は急性エタノー ル中毒および原疾患であるリー脳症 の増悪により死亡した.

大阪高裁 〔エタノール誤注入と看護師の責任〕¹⁵⁾ 第1審は、Y₁₁は人工呼吸器の加 控訴棄却(確定)。

人) は平成 12 年 2 月 28 日午後 5 時 水を補充するに際し、容器のラベ に当たり、その薬剤が真実、自分が摂取させよ 30 分頃、リー脳症(Leigh encepha-ルに記載された薬剤名等を読むな うとしている薬剤であるか否かを、その容器の ラベル等を見て、確認するという看護師として 院小児科に入院していた A₁₁ (当時 て病室へ持参するとともに, 持参 最も基本的で, 初歩的な注意義務を怠ったもの 17歳) に装着された人工呼吸器の加 して準備した薬剤の内容等をさら で、その結果は重大であり、遺族の処罰感情に も厳しいものがあり、Y11の刑事責任は決して

入りポリタンクと誤信して A₁₁ の病 を認め、看護師として最も基本的 が滅菌精製水であることを確認すべきであり、 室に持参して準備し、同日午後6時 な注意義務を運び込みと注入とい 上記4名には、これを怠った過失がある.しか 頃から翌29日午前7時頃までの間、う2つの場面において怠ってお し、これら4名の過失はYnの過失がなければ、 上記チャンバー内に滅菌精製水を補り、初歩的な過誤で過失は重大で生じることのなかった過失であるから Yu は、 これに対しても責任を負うべきである.

ら消毒用エタノール合計 300 ml を 間の執行猶予に処した. Y_{11} は量 ③担当医の過失については本件について人工呼 吸器が正常に機能していることに疑いを抱くべ き事情はなかったと認められるから、本件につ いて医師の義務違反を認めることはできない.

12 東京高裁 「乳児の処置〕16)

H13 · 10

A₁₂ は平成7年1月5日午前5時43 に対し、不法行為または債務不履 ① A₁₂ の本件事故発生時の心肺停止の原因につ の成育状況は良好で、ミルクをよく 然死症候群 (abortive SIDS) によ 飲み、排便もスムーズで、泣き声も 大きかった. Y12 病院新生児付きの として争った. 分頃 A₁₂ に腹満を認め、新生児室内 ものと認定し、B₁₂ には嘔吐する れる. 寝かせた. 同日午前6時25分頃, で寝かせる場合には新生児が頭部 なり, 重度の脳性麻痺の傷害を後遺 し, 平成7年8月9日, 気道分泌物 による窒息のため Y₁₂ 病院において 死亡した.

A₁₂の両親である X₁₂₋₁, X₁₂₋₂ は Y₁₂ 控訴棄却 (上告). るものであり、Y12には責任がない

的に観察すべき注意義務があるの て、Y12に使用者責任を認めた. これに対し Y₁₂ は控訴した.

分、Y₁₂大学(被告・控訴人)病院 行を理由に損害賠償の支払いを求 いては、うつ伏せ寝にされた後、頭の重みおよ において X₁₂₋₁ および X₁₂₋₂ (原告・ める訴えを提訴した. これに対し. び枕代わりのタオル等で鼻口部が圧迫され. 生 被控訴人)の二男として出生した. Y_{12} は A_{12} が心肺停止状態に陥った 後間もなく, うつ伏せ寝に慣れていなかったた 出生時に、A₁₂ に異常はなく、出産 のは、うつ伏せ寝に寝かせたこと めや、敷布団、枕代わりのタオルおよび掛け布 自体も順調であった、A₁₂の出生後 が原因ではなく、未然型乳幼児突 団代わりのバスタオルと毛布に妨げられて適切 な窒息の回避行動をすることもできず、徐々に 低酸素状態に陥り, 吐乳や吐物の誤えんも生 じ、誰も観察している者がいなかったため、結 助産師 B₁₂ は同年月8日午前5時 40 第1審は A₁₂ の死因を窒息による 局, 窒息にまで至ったことによるものと推認さ

のコットの中に A_{12} をうつ伏せ寝で 可能性の高い新生児をうつ伏せ寝 ② B_{12} には生後間もない新生児をうつ伏せ寝に する場合には薄く材質の硬い敷布団を使用し, B₁₂ がコットの中で心肺停止になっ を回転により容易に鼻口の圧迫状 軽い上掛け、タオルケット等の掛け布団を用 ている A12 を発見し、医師らにより 態から逃げられるような形状、材 い、これを浅く掛けるか、または何も掛けず、 蘇生措置が施され、A₁₂ は心肺機能 質の寝具を使用すべき注意義務が 枕や枕代わりのタオルを使用しないで、寝かせ を取り戻したものの、低酸素脳症と あり、かつ、寝かせた後も、継続 た後も肉眼または機器により断続的に観察すべ き注意義務があるとした上で、B12 は前記注意 に、これを怠った過失があるとし 義務を怠り、新生児を仰向けで寝かせる場合に 使用する寝具を用い、A12をうつ伏せで寝かせ、 午前6時少し前に新生児室を離れた後は断続的 に NICU 室に詰めて、A₁₂ のいる新生児室には 入らず、呼吸停止状態の A₁₂ を X₁₂₋₂ と共に発 見するまで、約30分間一度もA₁₂の状態を観 察していなかったのであり、以上の点において 民事上の不法行為の原因となる注意義務違反と 過失が認められる. B12 は Y12 の使用者である から、Y₁₂ は A₁₂ の死亡について民法 715 条の 使用者責任を負うものというべきである.

表 2 医療事故解剖例の医療上問題点と刑事・民事処分

事例 (No.)	解剖・ 医療機関の 種別	事歴	主要解剖所見・死因	医療上問題点	民事・刑事処分
1	司法個人医院	20歳代女性. 某日午後6時30 分から午後8時まで児頭骨盤不 適合のため腹式帝王切開手術を 適けた. 手術時総出血量350 ml. 手術時には何ら異常なく, 新生 児の発育も良好. 翌日午前0時, 腹痛を訴え, 看護師が執刀医に 連絡したが, 鎮痛剤のペンタゾ シンの注射の指示のみ. 午前0 時20分, 看護師が注射を持って 訪室したところ, 瀕死状態で執 刀医が呼ばれ, 蘇生措置が施さ れたが, 午前1時死亡.	①腹腔内出血 2100 ml ②子宮手術創部凝血多量付着 ③子宮手術創縫合異常なし ④右心室内気泡多数 ⑤脳軟膜血管内気泡・冠動脈 内気泡多数 〔死因〕 手術後、空気塞栓が起こり、 全身に微細気泡が散布され、 DIC が招来され、適切に縫合	②常に手術は夕方から夜に行われ、翌日も診療のある院長は夜間は電話で指示を出すだけであった。 ③夜勤の看護師は准看護士1人で入院患者数名の管理をしていた。 ④午後10時頃より腹痛を訴	損害賠償に加え、子供 を小学校入学まで院長 夫人が育てることで和 解. ②刑事:民事賠償を受 け、社会的制裁は受け たとして、業務上過失
2	司法 2 次救急病院	60 歳代女性. 気管支炎の治療のためセファゾリン1g, ビタミン B_{12} $1000~\mu g$ を $KN3B$ $250~ml$ に溶解した注射液を点滴静注し始めて、まもなく痒み、悪心を訴えたが、そのまま点滴が続けられ、数分後、ショック状態に陥り、点滴を生理食塩水に変更して蘇生措置が行われたものの、 90 分後に死亡、セファゾリンは以前、 10 回以上、同院で点滴を受けているが、これまで異常なく、ビタミン B_{12} は初めて投与された.	①咽頭, 喉頭浮腫 ②喉頭粘膜下点状出血 ③気管支粘膜充血 ④急死所見(強い死斑, 暗赤 色流動性心臓血, 諸臓器うっ 血・溢血点) 〔死因〕 急性薬物ショック 原因薬剤としてセファゾリン とビタミン B ₁₂ の両者があり うるが, 使用歴からみてビタ		害賠償で和解. ②刑事:書類送検・起
3	司法 精神科病院	30歳代男性. 統合失調症で入院中. 某日午後30分. 別の統合失調症患者に腹部を蹴られたり,踏みつけられたりした. 医師不在. 午後8時,当直医到着. 血圧92/80,脈拍100/分,呼吸数20/分.腹部疼痛強度,圧痛強度. 一個人, 呼吸数20/分.腹部疼痛强度, 压痛强度. 一個人, 呼吸数20/分. 腹部疾痛强度, 压痛强度. 一個人, 呼吸数28/分. 看護解の指示のみ. 午後11時30分,呼吸数28/分. 看護解など, 所指120/分,呼吸数28/分. 看護解なく, 30計隔のバイタルチェックの指隔のバイタルチェックの指示のみ. 翌日午前5時,血圧72(触診),脈拍138/分(緊張弱),浅頻呼吸.腹部緊満. 冷汗著明.意識明瞭. 医師に連絡せず. 午前5時30分,呼吸停止. 心停止. 医師らによる蘇生措置に反応せず,午前5時50分死亡診断.	①急性汎発性腹膜炎 ②回盲弁より口側 60 cm の部 に外傷性回腸破裂 ③対応する部の外表皮膚に著 変なし. 〔死因〕 腹部を踏みつけられた際,回 腸が脊柱と挟まれ,破裂.腸 内容が腹腔内に漏出し,汎発	部を踏みつけられて腹痛・圧 痛強度であるのに腹部レント ゲン撮影をしていない. ショッ クの徴候が出ているのに経過 観察の指示のみ. ②午後11時30分,看護師か	舞金で和解. ②刑事(対加害者): 心神喪失で不起訴, 医療保護入院から措置入院に変更された. ③刑事(対当直医): 業務上過失致死で書類送検されたが, 起訴猶予. ④病院内処分: 当直医免職. 看護師減給1か
4	司法 2 次救急病院	50歳代男性. 顔を殴られ,路上に仰向けに倒れた状態で腹部を踏みつけられた. 病院に搬送され,検査の結果,左中大脳動脈で脳外離性動脈瘤による脳梗塞の診断で脳外科へ入院となった. このとき血清アミラーゼ中程度上昇. 4日後血清アミラーゼ中程度店, 4日後血清アミラーゼを割,4日後血清アミラーゼ転割、緊急手術を受けた. 膵頭計二指腸切除を受けた. 1か月後,意識回復しないまま死亡.	①汎発性化膿性腹膜炎 ②膵頭部・十二指腸は剔除 ③左中大脳半球外側部広範な 軟化巣(脳幹部著変なし) ④左大脳動脈解離 〔死因〕 腹部を踏みつけられた際,膵 頭部が挫滅され,汎発性腹膜	①当直医の専門は脳外科で左中大脳動脈解離を発見し、脳梗塞による昏睡状態と診断して主治医となったが、腹部の診察はおろそかにしていたといわざるをえない。 ②入院当日の血清アミラーゼ中程度上昇の段階で膵損傷を疑うべきであった。 ③早い段階で腹部手術が行われていれば救命できたであろう。	謝料で和解. ②刑事:被告弁護人は 早い段階で膵損傷が発 見され,適切な治療が 行われていれば救命で きたはずと主張. 傷害 事件に変更され,主治 医が書類送検,起訴猶

表 2 つづき

司法

男子高校生, 某年1月4日午前 [主要剖検所見] 2次救急病院 0時, 喧嘩で背負い投げを食ら ①脳軟化・浮腫高度 (脳死) い、後頭部を路面で強打、午前 ②後頭蓋窩硬膜外血腫 0時30分, 近くの公立病院を ③ラムダ縫合・左後頭乳突縫 受診, 頭部エックス線単純撮影 合離開 で異常なしと言われ、帰宅、午 ④脳挫傷(前頭葉,側頭葉前 前2時,頭痛が増悪,再受診し面) て入院. 検査は行われず, 鎮痛 ⑤後頭部頭皮内・骨膜下血腫 剤注射で経過観察. 午前5時, 〔死因〕 突然,心肺停止.蘇生措置を受 後頭部強打によりラムダ縫 ものの,午前5時頃,心肺停 性硬膜外血腫は急激に け、心拍動は回復するも、呼 合、左後頭乳突縫合が離開 止となるまで何も検査しな 不幸な転帰をとるのが 吸, 意識は回復せず. 頭部 CT し, このとき横静脈洞もしく かった (午前9時からの頭部 大部分で, 仮に早く診 で後頭部に広範な硬膜外血腫確 は左S状静脈洞が破綜して後 CTの予約はしていた). 認. 5日午前. 深昏睡. 脳幹反 頭蓋窩硬膜外血腫が生起さ 射すべて陰性、脳波平坦、臨床 れ、脳死に至り死亡、 的脳死状態のまま1月15日午 前2時死亡。

から1人で500床規模の病院 舞金で和解. 全体の管理を任されており、②刑事:被告弁護人は 被害者が受診した4日午前0 医師が適切な対応をし 時30分頃には疲労の極致に ていれば、被害者は死 あり、頭部レントゲンでラム なずに済んだので、単 ダ縫合,左後頭乳突縫合の離 なる傷害事件と主張. 開を見落とし、帰宅させた. ②4日午前2時,入院させた 専門医が後頭蓋窩の急

①当直医は1月3日午前9時 ①民事:50万円の見

③検察側の証人脳外科 断できていたとしても. 手術による救命は困難 であると証言したため 傷害致死事件として扱 われ, 医師の責任は問 われなかった.

行政 個人医院

20歳代男性. 自宅台所で口か〔主要剖検所見〕 ら泡を出し、仰向けに死亡して ①喉頭蓋に3個の血管芽腫 いるのを母親が発見. 付近に食 ②咽頭, 喉頭, 機関, 気管支 あるため, 患者の訴えを真剣 ②刑事: 医師の責任は べかけの食事(米飯, 肉要り野 内に血性泡沫, 胃内容が充 に聞き, 2次病院レベルの脳 問われなかった. 菜炒め、牛乳等)と白色の嘔吐 満、同部粘膜充血高度 物が散乱していた.数日前に近 ③急死所見(強い死斑,暗赤 るべきであった(ただし,結 医を受診し、「痰が絡み、食物 色流動性心臓血、諸臓器うっ 果論ではあるが). が気道の中へ入り、むせて困 血・溢血点) る」と訴えていた. 警察から解 〔死因〕 剖結果を聞いた両親が医師に損 後頭蓋窩血管芽腫が脳幹部を 害賠償を請求した.

圧迫して嘔吐物を誤えん吸引 突迫

①血管芽腫は脳外科手術で摘 ①民事:50万円の見 出することにより予後良好で 舞金で和解. 外科ないし神経内科を紹介す

7 医療関連死 モデル事業

30歳代男性. 頸椎椎間板ヘル〔主要剖検組織所見〕 ニアに対してヘルニア摘出, 骨 ①手術部位にベルリンブルー 手術野の血腫による (解剖所 間で協議中. 3次救急病院 移植, プレート固定術を施行し 陽性マクロファージ多数 (過 見と MRI およびレントゲン ②刑事:執刀医が書類 たところ、術後、呼吸停止から 去の出血を示唆) 脳死状態となり、5か月後、死 ②脳死所見(頭蓋腔に多量液 ンを留置すべきであった. 亡した.

状内容貯留)

③諸臓器うっ血、出血、浮腫 (延田) 敗血症による多臓器不全

①手術後の呼吸停止の原因は ①民事: 双方の弁護士

所見が一致). 術後, ドレー 送検, 起訴猶予.

デル事業

医療関連死モ 60 歳代女性. 右下肢閉塞性動〔主要剖検組織所見〕 脈硬化症に対するバイパス手術 ①汎発性腹膜炎 2次救急病院 後に生じた血管閉塞に対して血 ②非閉塞性腸間膜虚血による 栓溶解治療を行ったところ、穿 胃腸管出血壊死 刺部から後腹膜に多量の出血が ③右腸腰筋部後腹膜血腫 生じ、ショック状態となり、2 〔死因〕 週間後に多臓器不全を併発し、非閉塞性腸間膜虚血による胃 因するものと推定される. 死亡した。

腸管出血壊死のための汎発性 腹膜炎

①血栓溶解治療に用いたカ ①民事: 双方の弁護士 テーテル抜去時の止血不良が 間で協議中. 後腹膜血腫の原因と推定され ②刑事: 医師の責任は る.

②死因となった非閉塞性腸間 膜虚血が出血性ショックに起

問われなかった.

医療関連死

70歳代女性. 自宅で転倒し, 左〔主要剖検組織所見〕 大腿骨頸部骨折を受傷. 人工骨 ①出血性膀胱炎 2次救急病院 頭置換術を受け、手術から3週 ②膀胱周囲膿瘍 間後のリハビリテーション中に ③骨盤腹膜炎 心窩部痛を訴え、38.9℃の発熱. ④諸臓器に微小膿瘍多数散在 スルペラゾン4g/日の治療を受 〔死因〕 けたが、3日後に死亡した.

腹膜炎に起因する敗血症性 ショック

胱カテーテルを留置した操作 間で協議中. が出血性膀胱炎を引き起こし ②刑事:医師の責任は たか否かが争点となった. ②慢性膀胱炎が以前からあ

り、膀胱カテーテル留意以前 出血性膀胱炎に続発した骨盤 から膀胱周囲膿瘍を併発して おり, 骨盤腹膜炎発症時に発 熱と心窩部痛を訴えたと推定 した.

①左大腿骨頸部骨折のため膀 ①民事:双方の弁護士

問われなかった.

表 2 つづき

医療関連死 モデル事業

60 代男性、20 年以上前から血〔主要剖検組織所見〕 液透析継続中. 5年前から2回 ①心筋梗塞 3次救急病院 の経皮的冠動脈形成術の既往あ ②冠状動脈硬化極めて強く狭 できたのではないかと家族が り. 胸痛. 胸部圧迫感のため入 搾高度 院後、ショック状態となり心臓 ③両腎硬化萎縮著明 集中治療室 (coronary care unit: ④全身動脈硬化高度 CCU) へ移され, 気管内挿管さ 〔死因〕 れた状態で心カテーテル検査実 慢性腎不全に起因する高度冠 る全身の動脈硬化, 石灰化は 施. ヘパリン, ニトログリセリ 動脈狭窄による不安定狭心 著明で, 透析例での寿命の限 ンなどが心カテから投与された 症・非ST上昇型心筋梗塞合 界である. が. 心原性ショックのため死亡 併のための心原性ショック 1.7-

集中治療を受けていれば救命 ならなかった. 解剖を希望.

②最初から CCU へ入院させ、 心カテによる集中治療を行っ たとしても, 長年の透析によ

①最初から CCU へ入院させ、 民事・刑事とも問題と

11 医療関連死 モデル事業

70歳代女性、虫垂摘除と胆のう 〔主要剖検組織所見〕 摘除の既往あり、1年前から腸 ①腹腔内巨大膿瘍(32×21 ほぼ全般に及ぶ線維性癒着が 間で協議中、 3次救急病院 閉塞を繰り返し発症し、禁食・ cm), 後記②と連続 イレウス管挿入、持続吸引など ②回盲部から 95 cm の部の回 とれに伴う誤えん性肺炎の基 問われなかった。 の保存的入院治療で経口摂取可 腸に穿孔 (15×7 mm) 能な状態まで改善していたが、③癒着性線維性腹膜炎 この間、誤えん性肺炎を繰り返 ④諸臓器に微小膿瘍多数散在 は本件死亡に直接関与してい し、十数種類の抗菌薬が投与 ⑤胸水、腹水、血液、腹腔内 なかった. されていた. 死亡の1か月前. 膿瘍内容から細菌が少数検出 ③経過中のCT画像で穿孔の 40℃の発熱があり、血液培養で されたが、多剤耐性アシネト 危険性の高い拡張腸管が確認 Staphylococcus epidermidis が バクターは検出されず. 検出され、敗血症と診断され、〔死因〕 さらに数種類の抗菌薬が点滴に 広範囲にわたる癒着性腸閉塞 れ、手術適応とならなかった. より投与された、この間、咽頭 から小腸穿孔が起こり、腹腔 液や便の培養では多剤耐性アシ 内巨大膿瘍が形成され敗血症 ネトバクターが検出され、大き を併発、死亡. く報道された. 次第に全身状態 が悪化し、死亡に至った.

① Polysurgery のため腹腔内 ①民事:双方の弁護士 あり、繰り返された腸閉塞と ②刑事:医師の責任は 礎病変となっていた.

②多剤耐性アシネトバクター

されていたが、呼吸機能が悪 く、全身麻酔は困難と判断さ

12 医療関連死 モデル事業 透析病院

80 歳代女性. 高血圧, 腎結石〔主要剖検組織所見〕 (右腎摘出後), 糖尿病, 糖尿病 ①全身栄養障害著明 腎症, 慢性腎不全, 慢性心不 ②両側胸水, 心囊水多量 全、多発脳梗塞の既往があり、③左心室肥大、微小線維化巣 重症肺炎を併発した際、蘇生 問われなかった。 血液透析の必要性と多発脳梗塞 多数散在 (虚血性変化) による. えん下障害のための栄 ④糖尿病性腎症および腎硬化 DNR) の申し出が家族から出 養障害の治療のため入院となっ 萎縮著明 た. 透析が導入されたものの、⑤左肺上葉陳旧性肺炎病変 たび重なる誤えんで誤えん性肺 ⑥多発脳梗塞、脳萎縮 炎を繰り返すため本人および家 ⑦諸臓器うっ血、浮腫 族の同意のもと胃瘻が造設され 〔死因〕 た. しかし、胃瘻からの確実な 糖尿病性腎症による慢性腎不 への告発に繋がった. 栄養摂取にも関わらず、栄養障 全 害は改善せず, 低アルブミン血 症が続いていた. 入院の1年半 後, 重症肺炎を併発し, 頻脈と 血圧低下のためアラームが鳴っ た際, 医師訪室までに15分位 (家族の主張)を要した. その 1か月後,透析中,突然死亡し た. その際, 心拍モニターが装 着されてなく, 家族が警察に告 発した。

①死亡の1か月前に頻脈と血 ①民事:双方の弁護士 圧低下でアラームが鳴った 間で協議中. 際, 医師の訪室が遅れたこと, ②刑事: 医師の責任は 措置拒否 (do not resuscitate: されたのに, 死亡直前蘇生措 置が施されたこと, 透析中心 拍モニターが装着されていな かったこと等のため家族の病 院に対する不信感が強く警察

②透析による除水を行うと血 圧が低下してしまう透析困難 例で,慢性心不全,栄養障害 と合わせ加齢による全身衰弱 で寿命が尽きたと言わざるを えない.

A MEDICO-LEGAL STUDY ON THE PREVENTION OF MEDICAL MALPRACTICE AND CIVIL SUITS

—Based on Analyses of Judicial Precedents and Forensic Autopsies for Medical Accidents—

Maki OKABE, Keizo SATO, Masaya FUJISHIRO, Susumu NITTONO, Rei KATO, Mieko ISHIZU, Ritsuko OBUCHI, Urara FUKUCHI, Shinya OMIYA and Xiao-Pen LEE

Department of Legal Medicine, Showa University School of Medicine

Miki KUSHIMA

Department of Clinico-diagnostic Pathology, Showa University School of Medicine

Abstract — To date there are no reports discussing the means by which to prevent the occurrence of medical malpractice based on analyses of both judicial precedents and forensic autopsies for medical accidents. We studied what kind of malpractice punished a doctor and/or nurse for professional negligence resulting in death by analyzing not only judicial precedents but also legally-ordered autopsies for medical accidents. In addition, we evaluated the civil liabilities of the doctor and/or nurse by analyzing both subjects. Furthermore, we studied how to prevent the occurrence of medical malpractice based on the analyses. From the analysis of judicial precedents, the following points were judged to be important for the prevention of the occurrence of malpractice. A rejection of medical examination does not cause criminal liabilities to the doctor but may bring compensation to him. Medical malpractice often occurs when the cooperation between a doctor and nursing staff is inadequate to treat patients. Serious malpractice can render punishment on the chairman in the department as well as the doctor in change of the case and the doctor of the team leader. Based on the results from the autopsy cases various warnings are summarized below. A doctor must examine a patient before instructing a nurse to inject a patient with an analgesic. A doctor must always consider that a patient can take a sudden turn for the worse. A doctor should make urgent and noninvasive examinations first and must not perform unnecessary treatment which can cause an unexpected complication resulting in death. The results proved the most important point to be that a doctor and nursing staff maintain sufficient cooperation between them and treat each patient sincerely and honestly.

Key words: medical malpractice, civil suit, criminal liability, analysis of judicial precedents, forensic autopsy

〔受付:2月5日, 受理:2月6日, 2014〕